

令和7年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和8(2026)年3月

育英短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	4
基準 1. 使命・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
基準 2. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
基準 3. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
基準 4. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
基準 5. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
基準 6. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・短期大学の基本理念

学校法人群馬育英学園（以下「本学園」という。）は、「正直・純潔・無私・愛」の道義標準に基づき、昭和 33(1958)年に群馬県において学校法人として設置され、昭和 38(1963)年に前橋育英高等学校を開設した。その後、昭和 45(1970)年に前橋保育専門学校、昭和 52(1977)年に前橋育英学園短期大学を開設し、「公正・純真・奉仕・友愛」の道德理念を培い、国際的視野に立って世界の平和と社会の福祉に貢献できる人材を育成することに努めてきた。

その後、昭和 62(1987)年に育英短期大学と改称し、60 年近くの教育的事業を通して短期大学卒業生 1 万人余りを地域社会に送り出し、保育・幼児教育を中心とした多くの教育者養成を行うことによって地域に根ざした高等教育の場としての役割を果たしてきた。本学園名の「育英」は孟子の「盡心章句上」に由来し、「すぐれた才知をもつ青少年を教育する」という意味をもっている。本学園はこの基本理念の実現を目指して「公正、純真、奉仕、友愛」を建学の精神に掲げている。

この建学の精神は、多様な価値が混在する今日の社会では、私たち一人ひとりが物事に対して「公正」で、「純真に」、他者に対して「奉仕」の精神と深い「友愛」をもって臨むことが社会のさまざまな対立や矛盾を解決する道に通じるという考えに基づいている。

本学では、「教育とは、学生と教職員の信頼関係の構築を基盤とし、学生と教職員が一体となって創りあげるもの」を教育理念とし、教育目標としては、「学生中心の教育を目指すこと」とし、保育学科においては、優れた保育者の育成を目指し、また、現代コミュニケーション学科では、人間理解と国際的視野に立って高い教養と専門的な知識・技術を習得させ、社会の各分野で活躍できる人材の育成を目指すこととしている。

2. 使命及び目的

本学は、この建学の精神に則り、育英短期大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、高等学校教育の基礎の上に、高い教養と専門的な知識技能を修得させ、健全有為な専門的職業人を育成することを目的としている。

3. 大学の個性・特色

本学の個性・特色は、保育学科と現代コミュニケーション学科の 2 学科から構成されている。

保育学科では、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な専門知識と実践力を兼ね備えた人間性豊かな優れた保育者の養成を目指しており、現代コミュニケーション学科では、グローバルでローカルな視野とコミュニケーション能力を備え、人間理解と国際的視野に立って高い教養と専門的な知識・技術を習得させ、実社会の多様な分野で活躍できる人材の養成を目指していると自認している。

2. 本学の現況

- ・大学名 育英短期大学
- ・所在地 群馬県高崎市京目町1656番地1
- ・学科構成 保育学科
現代コミュニケーション学科

・学生数、教員数、職員数

短期大学の学生数（令和7(2025)年5月1日現在）

専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数		
			1年	2年	計
保育学科	170	340	153	149	302
現代コミュニケーション学科	70	140	61	56	117
計	240	480	214	205	419

短期大学の教員数（令和7(2025)年5月1日現在）

専攻	教授	准教授	講師	助教	助手	計	兼任教員
保育学科	6	5	3	0	0	14	—
現代コミュニケーション学科	3	3	0	0	2	6	—
計	9	8	3	0	2	20	62

教育学部教育学科の職員数（令和7(2025)年5月1日現在）

事務職員 (パート含む)	その他職員 (パート含む)	計
18	5	23

II. 沿革

<学校法人群馬育英学園の沿革>

- 昭和33年12月 準学校法人大利根学園認可 群馬予備高等学校設置
- 昭和38年 1月 学校法人福井学園に名称変更
- 昭和38年 4月 前橋育英高等学校（全日制課程）設置
- 昭和39年11月 学校法人前橋育英学園に名称変更
- 昭和45年 4月 各種学校前橋保育専門学校(幼稚園教員養成機関・入学定員100名)開校
- 昭和63年 2月 学校法人群馬育英学園に名称変更
学校法人の位置を前橋市朝日が丘町から高崎市京目町に変更

<育英短期大学の沿革>

- 昭和52年 4月 前橋育英学園短期大学（保育学科・入学定員100名）設置

育英短期大学

- 昭和58年 4月 英語科（入学定員100名）設置
- 昭和62年 4月 キャンパスを現在地（高崎市京目町）に移転、育英短期大学に
名称変更
- 平成 4年 4月 英語科入学定員200名に臨時定員増加
- 平成 9年 4月 英語科に「観光コース」開設
- 平成13年 4月 保育学科入学定員150名（幼児教育専攻75名、保育専攻75名設置）に
定員増加、英語科入学定員150名に臨時定員減少
- 平成14年 4月 現代コミュニケーション学科入学定員150名（英語科の改組転換）
設置、英語科募集停止
専攻科幼児教育専攻（入学定員20名）開設
幼児教育研究所開設
- 平成15年 4月 保育学科入学定員200名（幼児教育専攻75名、保育専攻125名に
定員増加
- 平成15年 5月 英語科廃止
- 平成16年 3月 現代コミュニケーション学科入学定員100名に臨時定員廃止
- 平成16年 4月 専攻科幼児教育専攻（入学定員20名）募集停止
- 平成18年 3月 専攻科幼児教育専攻（入学定員20名）廃止
- 平成21年 4月 保育学科幼児教育専攻（入学定員75名）、保育専攻（入学定員125名）を
統合、入学定員200名
幼児教育専攻（入学定員75名）、保育専攻（入学定員125名）募集停止
現代コミュニケーション学科に「医療ビジネスコース」と「ヒューマ
ンビューティコース」開設、及び既存の「心理コース」を「心理・カ
ウンセリングコース」に、「児童英語・英会話コース」を「子ども英語・
留学コース」に、「観光コース」を「観光ブライダルコース」に変更
- 平成22年 4月 保育学科、現代コミュニケーション学科とも男女共学化
幼児教育専攻（入学定員75名）、保育専攻（入学定員125名）廃止
- 平成24年 4月 現代コミュニケーション学科「子ども英語・留学コース」を
「国際理解・英語留学コース」に変更
- 平成25年 4月 現代コミュニケーション学科に「スポーツ科学コース」開設
- 平成27年 4月 保育学科入学定員240名に定員増加
- 令和 4年 4月 現代コミュニケーション学科「スポーツ科学コース」を
「eスポーツコース」に変更
- 令和 6年 4月 保育学科の入学定員240名を170名に減員、現代コミュニケーション
学科の入学定員100名を70名に減員

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知
A. 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

本学の使命・目的並びに保育学科及び現代コミュニケーション学科の教育目的は学則に明記されており、本学のホームページをはじめ、「学生必携」、「CAMPUS GUIDE」を通して内外に広く周知されている。また、年度初めのオリエンテーション（ガイダンス）では全学年に本学の教育目的や教育理念について説明を行い、これらに基づき本学の教育課程や教育体制を整えていることを学生に伝えている。

1-1-② 中期的な計画への反映
A. 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

本学は、前橋育英高等学校と育英大学の設置者である学校法人群馬育英学園（以下「本学園」という。）が平成 30(2018)年 4 月に設置して開学した大学であり、本学園はこの三つの教育機関の連携をとりつつ教育と研究に真摯に取り組み、地域住民や諸機関の協力と理解を得て地域の文化の質を高め、地域社会と国際社会への貢献を図ることを基本理念としている。

この基本理念に基づいて育英大学及び育英短期大学の円滑な運営を行うために、本学規則に「育英大学・育英短期大学運営会議規則」が定められており、その所掌事項の一つに「中期計画、中期目標及び事業計画の策定並びに実施」が掲げられている。

事業計画は毎年この規則に基づいて立てられ、令和 6 年度第 10 回運営会議（大学・短大）において令和 7 (2025)年度の事業計画が審議された。また、令和 7 (2025)年度の第 1 回運営会議（大学・短大）において、令和 6 (2024)年度の事業報告（重点事項）の報告内容が審議された。

以上の経緯に基づいて、現在、本学園の基本理念並びに本学の使命・目的及び教育目的を反映して、本学園、本学及び育英短期大学、前橋育英高校に及ぶ中期計画が策定されて

いる。また、令和6(2024)年度から本学の入学定員増及び育英短期大学の入学定員減及び各設置校の募集状況を基に再検討の上、第2次中期計画及び財務計画の改定を行った。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学では、建学の精神に則り、学則第1条において、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、高等学校教育の基礎の上に、高い教養と専門的な知識技能を修得させ、健全有為な専門的職業人を育成することを目的としている。

また、保育学科は、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な専門知識と実践力を兼ね備えた人間性豊かな専門的職業人の養成を、現代コミュニケーション学科は、グローバルでローカルな視野とコミュニケーション能力を備え、実社会の多様な分野で活躍できる人材の養成を教育研究の目的としている。

これらを踏まえて、本学及び各学科の三つのポリシーが作成されている。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学科などの教育研究組織を整備しているか。

建学の精神に基づいた本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、本学では基本的な教育研究組織として保育学科及び現代コミュニケーション学科を設置している。

短期大学の運営に関する事項を審議する組織として「運営会議」を、教学に関する事項を審議する組織として、専任の教授・准教授・講師及び助教をもって組織する教授会を置き、さらに学科ごとの教育目的を達成するために必要な事項を審議する組織として保育学科会議と現代コミュニケーション学科会議を設けて、各教育研究組織の密接な連携協力により本学の教育研究活動の充実に努めている。

以上のように、本学の教育研究組織は本学の使命・目的との整合性が図られた構成となっている。

1-1-⑤ 変化への対応

A. 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

本学は、平成30(2018)年4月に開学した大学であり、開学年度の教育学部の入学定員100名のところ入学者は59名で定員充足率は59%であったが、開学当初から教員及び職員が一丸となって県内・県外の高校を訪問し、本学の広報及び受験者の募集活動を積極的に展開している。

その結果、令和元(2019)年度の入学者は94名(定員充足率は94%)、令和2(2020)年度の入学者は123名(定員充足率は123%)、令和3(2021)年度の入学者は111名(定員充足率は111%)、令和4(2022)年度の入学者は119名(定員充足率は119%)、令和5(2023)年度の入学者は122名(定員充足率は122%)と定員を超える学生を確保し、開学から順調に改善した。

さらに、令和6(2024)年度からは、小学校段階における教科担任制や運動部活動の地域移行に伴う、地域的・社会的課題にも対応するため、スポーツ教育専攻の入学定員を50名から100名へと増員し、入学定員を150名とした。地域を広げて募集活動を展開した結果、令和7(2025)年度の入学者は174名(定員充足率は116%)以降も継続して学生定員を満たす入学者の確保に向かって募集活動を展開する予定である。

教育課程においては、教職課程認定基準の改正に基づく義務教育特例により、小学校・中学校の教職科目内容を充実させるとともに、教科専門科目を共通化することを主として、令和5(2023)年度に学則別表第1及び別表第2の改正を行った。

【エビデンス資料】

資料1-1-1 「育英短期大学ホームページ」 (<https://www.ikuei-g.ac.jp/college/>)

資料1-1-2 「令和7年度育英短期大学学生必携」

資料1-1-3 「育英短期大学 CAMPUS GUIDE 2026」

資料1-1-4 「育英大学・育英短期大学運営会議規則」

資料1-1-5 ホームページ「大学案内」「3つのポリシー」

資料1-1-6 「令和7年度オリエンテーション実施計画」

資料1-1-7 「2026年度育英短期大学学生募集要項」

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命・教育目的は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令に即したものであり、具体的で明確に示されている。また、建学の精神「公正、純真、奉仕、友愛」を踏まえて簡潔に文章化されており、本学の個性・特色もホームページや「学生必携」、「CAMPUS GUIDE」を通して具体的かつ簡潔に明示されている。

また、これらの基本理念を基盤として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定しており、役員、教職員へは、法人理事会、運営会議、教授会を通して周知されており、使命・目的及び教育目的を踏まえた中期計画を策定している。

さらに、使命・目的を達成するために基本的な教育研究組織として保育学科及び現代コミュニケーション学科が設置されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は関係法令に即したもので、具体的で明確に示されているとの評価を受けているが、常に運営及び教育活動について時代の変化や社会の要請を見据えつつ不断の点検及び見直しを行い、教員の質の向上と教育環境の改善に努めて行く必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学園の基本理念及び建学の精神に基づいており、とりわけ教育現場で求められる幅広い教養的知識と専門的知識・技能を身につけた実践的教育者を養成しようとするところに

独自性が認められる。今後は、学内の運営及び教育活動について時代の変化や社会の要請を見据えつつ不断の点検及び見直しを行い、教員の質の向上と教育環境の改善に努める。

建学の精神を踏まえた本学の使命・目的については、その有効性について時代の変化や社会の要請を見据えつつ不断の点検及び見直しを行い、教員の質の向上と教育環境の改善の視点から本学独自の教育研究活動の充実を図ることが重要であり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについて令和8年度に向けて検討を行っている。

今後も、運営会議・教授会・学科会議を通して、役職者・教員・職員への本学の使命・目的の理解・浸透を図るとともに、さまざまな広報の機会を活用して学内外への周知と意見の集約を行い、その結果を年度ごとの事業計画並びに中期計画の策定に反映することによって、時代の変化に適合した見直しを行っていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

A. 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

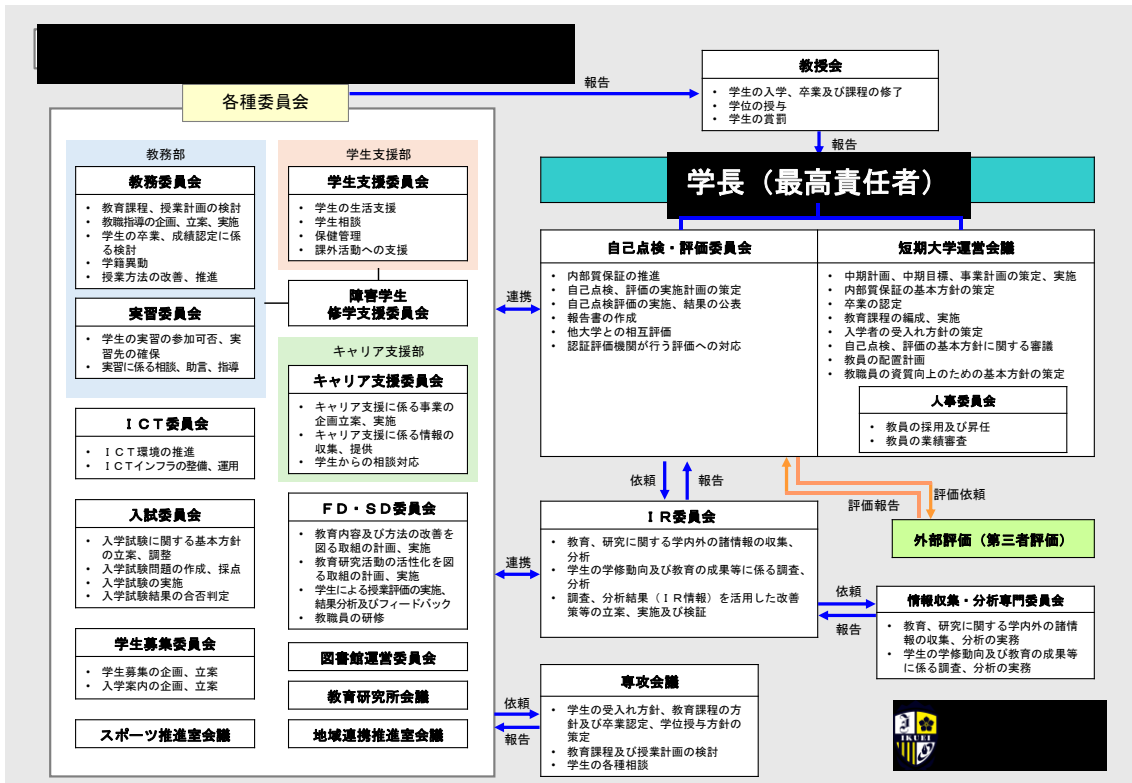
本学では、内部質保証のための組織の整備、責任体制を明確にするため、内部質保証の方針を令和6年9月に定め、学長のリーダーシップのもと、運営会議及び自己点検・評価委員会を中心に学内全ての組織が主体となって内部質保証に取り組む体制を確立している。また、学則第2条では、「本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」ことが定められており、年度ごとに作成した評価書は学長に報告し、外部に公表している。

B. 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

C. 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学の内部質保証の学内組織体制及び責任体制は下表に示すとおりである。

育英短期大学における内部質保証推進の組織体制



自己点検・評価委員会は、各専攻長、各専攻から選出された教員各1人、事務局長、事務局各課長、その他学長が指名する者若干人から構成されている。また、「育英大学自己点検・評価委員会規則」には以下7項目を審議することが定められており、これらに沿って自己点検・評価を実施し、内部質保証及びその向上に努めている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

A. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会において、これまで、大学・短期大学基準協会の基準で実施してきたが、令和7年度から日本高等教育評価機構の書式に従って自己点検・評価を実施することとなった。自己点検評価書の作成は、本学の総力を挙げて各評価項目を担当者・担当課・担当委員会・担当教員の割り当てを決定し、グループごとに、担当項目と評価書全体の相互確認をしながら作業を進めている。

作成された自己点検評価書は、本学ホームページに掲載してその内容を学外に公表するとともに、教職員に周知して今後の業務改善に資するよう結果の共有を図っている。また、令和4(2022)年度から義務化された教職課程の自己点検評価については、自己点検・評価委員会が主として教務委員会と連携し、全国私立大学教職課程協会の自己点検・評価基準に基づいて実施し、本学ホームページに公開している。

B. エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

本学における教育改善及び学生に対する支援の向上を図るため、IR委員会と下部組織の情報収集・分析専門委員会において、教育研究に関する学内外の諸情報の収集・分析、学生の学修動向及び教育の成果等に係る調査・分析、調査分析結果(IR情報)を活用した改善策等の立案、実施及び検証などの業務を行うこととして今日に至っている。

また、内部質保証のための情報収集として、各委員会においても本学の現状や学生からの要望、本学に対する社会的な期待、要請等を把握するために、下表のようなアンケートを実施している。これらの結果に基づき、本学の教育内容や方法の改善を図り、教育の質向上に努めている。

本学で実施しているアンケート調査

名称	担当	時期	対象	回答方法
情報リテラシー試験	ICT委員会	4月	新入生	Web方式
授業改善のための学生アンケート	FD・SD委員会	7・12月	全学生	Web方式
授業担当教員による自己点検・評価報告書	FD・SD委員会	5・12月	教員	Web方式

授業見学	FD・SD 委員会	前期・後期	教員	Web 方式
オープンキャンパスアンケート	入試広報課	年 8 回	参加者	用紙
学生満足度アンケート	学生支援委員会	12 月	全学生	Web 方式
実習振り返りアンケート	実習委員会	10 月	対象学生	Web 方式
実習先へのアンケート	実習委員会	随時	実習校	用紙

ICT 委員会が行っている「情報リテラシー試験」では、入学時点における情報に関する知識や情報の適切な活用方法について学生の理解度を測り、情報の適切な扱い方や情報モラル等に関する知識や実践力の深化を図っている。

FD・SD 委員会が行っている「授業改善のための学生アンケート」では、学期ごとに全授業を対象として実施し、①学生自身の授業への取り組み、②授業の内容・方法、③全体的な印象の3つの区分に分け、調査を行っている。この結果は教員にフィードバックし、授業担当教員は、アンケート結果を受けて、総括を行い、今後の授業に役立てるべくアンケートを実施した科目について、「授業担当教員による自己点検・評価報告書」を作成している。この報告書を作成することにより、客観的に見つめることができ、教育課程や教育内容の見直しの判断材料となっている。

また、授業見学では教員が相互に授業を見学し、見学者に対して授業見学報告書の作成を依頼し、提出された報告書は、授業担当教員にフィードバックしており、見学後は授業担当教員と参加者の間で、授業に関する質疑や意見交換を行うなど、相互に授業の改善・向上を図っている。

「オープンキャンパスアンケート」ではオープンキャンパス来場者に対し、当日のプログラムに対する評価や本学に期待する学びなどについて調査を行っている。この結果は学生募集委員会で共有し、オープンキャンパスをはじめとする広報活動の実施方法の検討に役立てている。また、その内容によっては入試委員会でも情報共有を図っている。

実習委員会が実施している「実習振り返りアンケート」は教育実習・保育実習を終えた全学生を対象として行っている。内容は実習前に準備した方が良いこと、実習中の取り組み、本学の教職課程についてさらに充実した方が良いことなどである。「実習先へのアンケート」も実習委員会が主体となって実施しており、本学学生の実習の受け入れを依頼した実習先に本学学生や本学の教育に対する要望等をヒアリングしている。

このアンケート結果は実習委員会で共有すると共に実習指導担当教員にもフィードバックし、学生の学修成果を把握した上で、教育内容や方法が適切であるか、各教員が検討を行い、授業改善を通して教育の質保証に努めている。

C. 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

以上のように、本学は自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、IR 委員会、情報収集・分析専門委員会を中心としながら、全学的にデータの収集、分析を行っており、その結果は最終的に教授会において報告・情報共有がなされている。

【エビデンス資料】

- 資料 2-2-1 「令和 6 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事要旨」
- 資料 2-2-2 「令和 6 年度情報リテラシー試験」
- 資料 2-2-3 「育英短期大学 IR 委員会規則」
- 資料 2-2-4 「育英短期大学情報収集・分析専門委員会内規」
- 資料 2-2-5 「育英短期大学実習委員会規則」
- 資料 2-2-6 「育英短期大学ホームページ(自己点検・評価報告書)」

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

A. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

本学における教育改善及び学生に対する支援の向上を図るため、IR委員会と下部組織に情報収集・分析専門委員会を設置して、教育研究に関する学内外の諸情報の収集・分析、学生の学修動向及び教育の成果等に係る調査・分析、調査分析結果(IR情報)を活用した改善策等の立案、実施及び検証などの業務を行う体制を整備している。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

A. アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

毎年度末に、学生サービスの向上に役立てる目的で、「学生満足度アンケート」(Web)を実施して学生の意見・要望等の把握に努めている。

さらに本学では、学務システム、WEB入力による意見箱を設置し、学生支援課と学生支援委員会が協力して学生生活全般に関する学生の意見・要望等に対応する制度を整えている。

「学生満足度アンケート」において、保健室・学生相談室・学内奨学金制度・一人暮らしをしている学生への支援などについて学生の意見・要望等を調査し、調査結果を学生支援委員会が検討して改善に努めている。また、令和 4(2022)年度まではアンケートは調査紙での実施だったが、令和 5(2023)年度より学務システムを介して実施し、回答結果は全教職員が閲覧できるようになっている。

B. 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に反映しているか。

「学生満足度アンケート」において、授業・教員・職員・教室・図書館・情報演習室・体育館・学生支援などについて学生の意見・要望を調査し、調査結果を学生支援委員会が検討して改善に努めており、令和6(2024)年度には寮生の食器購入、サッカー部キャラバン購入、熱中症対策としてウォータークーラー購入、トレーニング・体育機器の点検、温水洗浄便座の設置、教育用パソコンの入替やプロジェクター更新等を行った。

また、学生生活に関する学生の意見や要望を的確に聴取するための意見箱を設置し、学生がいつでも意見・要望を発信できる体制を採っており、学生支援課と学生支援委員会が一体となって学生の意見等を広く汲み上げ、学生サービスの向上に努めている。

C. 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

本学では、各学期末に、授業に対する学生たちの意見・要望を反映させることを目的にして、「授業改善のための学生アンケート」を実施し把握に努めている。アンケート結果については、教務課で取りまとめを行い、学生からの主たる意見・要望とともに集計結果を授業担当教員にフィードバックしており、授業担当教員は、アンケート結果を受けて、総括を行い、今後の授業に役立てるべくアンケートを実施した科目について、「授業担当教員による自己点検・評価報告書」を作成している。

令和6年度からは、教育活動の資質向上を図ることを目的として、学生を教育活動に参画させるための規則を整備した。

また、関係委員会で検討し共有している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

A. 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

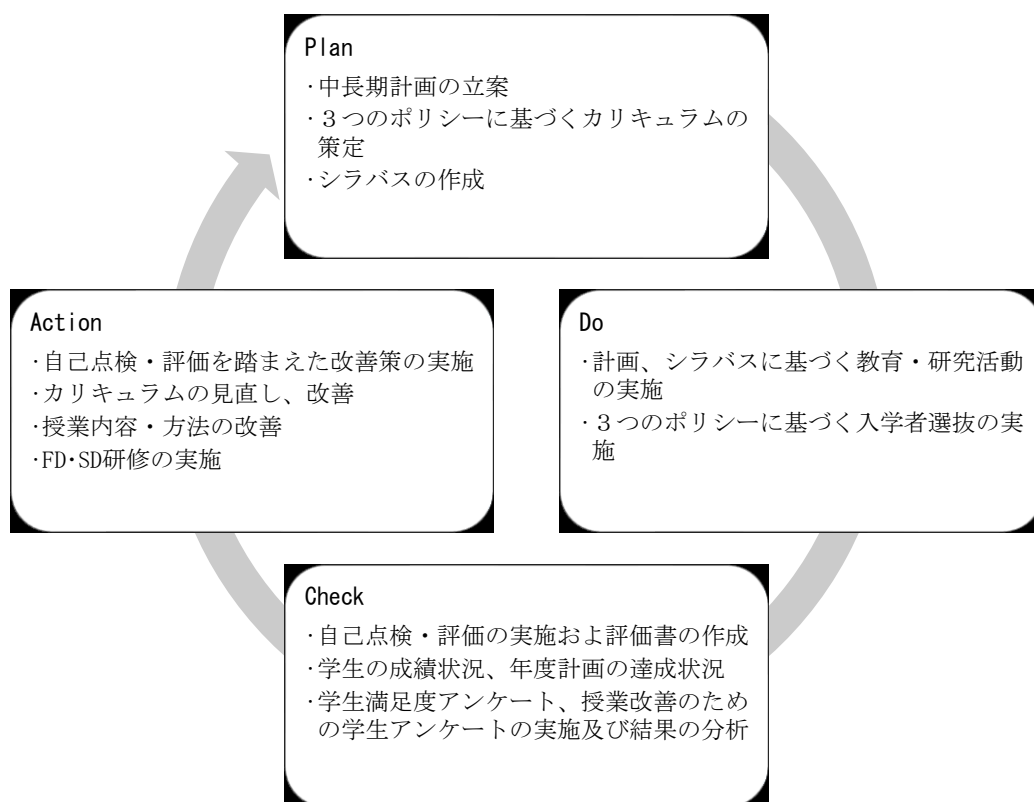
群馬県の保育協議会と県内の保育者養成校との意見交換会や企業との意見交換会を通じていただいた意見を踏まえ、教育課程の編成やキャリア支援の改善に努めている。

2-3-③ 内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A. 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

本学における内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを図式化すると、次のようなものとなる。

内部質保証のための PDCA サイクル



本学では上の図に示した通り内部質保証のための PDCA サイクルを確立しており、これに基づき、平成 31 (2019) 年度には『学校法人群馬育英学園第 1 次中期計画 (2019 年 4 月～2022 年 3 月)』を策定した。本学 (大学) としての取り組みは (1) 教育の質向上、(2) 研究の質の向上、(3) 学生募集活動計画、(4) 学生支援活動、(5) 高大連携・地域社会党との連携、(6) 教育環境整備、(7) 業務運営及び財務内容の改善、以上 7 項目から具体的な方策を定め、これに沿って学園、育英大学、育英短期大学、前橋育英高等学校が一丸となり、施策を順次実行した。

また、第 1 次中期計画の PDCA サイクルを機能させ、学園全体の持続性ある経営に向け、「更なる発展のために」と銘打ち、『学校法人群馬育英学園第 2 次中期計画 (2022 年 4 月～2027 年 3 月)』を策定し、令和 4 (2022) 年 4 月より取り組みをスタートした。短期大学はいわゆる「2018 年問題」に直面し、少子化にますます拍車がかかり、厳しい時代を迎えている。そのため、第 2 次中期計画は第 1 次の内容を踏まえつつも、教育の質の向上、学生支援や就職支援の充実、さらにはガバナンスの強化を図り、より社会の要請に対応し、「選ばれる大学」となれるよう、全 8 項目に及ぶ計画の策定を行った。

これらは現在、履行の最中であり、令和 6 (2024) 年 3 月には新たな目標に向け、第 2 次中期計画の一部に修正を加える変更をした。

以上のように、本学は「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、三つのポリシーに基づいて入学者の選抜・受け入れ、教育の実施を行い、社会が求める人材を輩出できるよう、時代の変化やニーズも踏まえながら計画を見直し、改善に努めている。それらは全て PDCA サイクルの仕組みに基づいて自己の取り組みを客観的に評価しており、全学的

な取組によって内部質保証を継続的に実現することを可能としている。

【エビデンス資料】

資料 2-3-1 「令和 6 年度 授業改善のための学生アンケート」

資料 2-3-2 「令和 6 年度 授業担当教員による自己点検・評価報告書」

資料 2-3-3 「令和 6 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果」

資料 2-3-4 「育英大学及び育英短期大学の教育活動への学生参画に関する規則」

B. 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた 中期的な計画に基づいた短期大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

C. 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、毎年自己点検・評価を実施することが学則第 2 条に明記されており、これに従って開学初年度から自己点検・評価報告書をまとめ、学長、運営会議、教授会に報告し、ホームページにより学内外に公表してきた。

また、教育活動の活性化を図るため学生を参画させ、意見交換会を年 2 回実施しており、その他、学生の学習活動や学生生活に関わる相談支援等を実施している。

学生サービスでは、心身に対する健康支援、経済的支援、障害学生支援、生活相談支援のほか、学習環境の整備、学生の意見・要望への対応を適切に支援しているが、今後さらに充実させる改善をする予定である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価活動に関する課題としては、一つには、各学科・部署において、より自覚的な形で、自己点検・評価・改善を行うことである。そのために、令和 2 年度においては、学科会議や部署のミーティングの議題として明確に設定することを要請し、その結果、各学科や委員会等で議題化されるようになったが、まだすべての委員会で実現されているわけではないので、この点が課題である。

自己点検・評価活動に関する二つ目の課題は、上述のような各学科・部署における自己点検・評価・改善活動を全学的な観点から総合的にチェックする体制の整備である。全学的観点からの諸々の改善策の審議は、実質的には既に、運営会議・教授会等において適宜なされているが、それが自己点検・評価活動の一環でもあるという認識を、今後さらに学内で深めていく必要がある。

教育の質保証のため、平成 30 年度に、前掲の一覧表で示したようなアセスメントの方策を定め、当初はこの一覧表が全学的に共通認識されていない点が課題であったが、

令和元年度以降、両学科において 3 つのポリシーと運用のガイドラインの共通認識を行い、上記一覧表に基づいて具体的なアセスメント実施方法を確認している。今後は、その

アセスメントをより実効的なものとし、各学科の学習成果について、社会と学生のニーズに見合ったものであり続けるよう、不断の見直しを行っていききたい。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書（令和3年6月発行）に記述した改善計画の眼目と、それに対する計画実施状況は、下表の通り。

改善計画の眼目	計画実施状況
①建学の精神を学生が確認することになる機会を、現行の時間枠（保育学科の「基礎ゼミ」や、現代コミュニケーション学科の「キャリアプランニング」の授業など）以外にも創設する。	保育学科においてキャリアデザインⅠの授業内において建学の精神について確認し、将来の保育者像と現在の学ぶ目標の設定を行っている。 現代コミュニケーション学科では全員に対する指導の際に、建学の精神を関連付けることで確認している。
②リカレント教育については、今後も社会のニーズを見ながら、積極的かつ主体的に検討していく。	教育研究所においてリカレント講座の実施を継続するとともに、群馬県公共職業訓練（保育士コース）の委託事業を受託し、令和5年度から訓練生を受け入れている。
③学務システム上に、学生が自身の学習成果の達成度をチェックできる機能が備わっているが、それを多くの授業と有機的にかみ合わせる工夫を進める。特に、現代コミュニケーション学科においては、選択科目の多様性に鑑み、各科目独自のアセスメント方法の工夫を進める。前述のアセスメント・ポリシーの具体的な実施方法をさらに点検し、記された各事項のより効果的な利用方法や相互の関連性等について、各学科等で検討する。	学務システムを改善して、学生が自ら確認・アクセスできる情報を増やすことにより、さらにその利便性を向上させた。 なお、現代コミュニケーション学科では、学生が履修登録・変更時に現在のユニット履修状況を確認し、科目相互の関連性を理解している。一方、保育学科では、教職履修カルテとの連携が引き続き課題となっている。
④自己点検・評価活動については、全ての教職員が関与する中で全学的に進めるため、学科会議や部署のミーティングの議題として明確に「自己点検・評価」を設定するよう、各所に促してきたが、その働きかけを継続する。	例年、継続的に会議体での審議事項として扱い、議事録にも残すことを徹底して促している。
⑤外部研修会については、本学のFD・SD活動の一環として、日本私立短期大学協会等の研修会への積極的な参加を継続する。	現在も継続中である。
⑥退学者を減らすため、各ゼミ担任が学生の学習や生活の問題に対して個別に相談できる態勢をさらに整え、個々の学生に応じた指導を行うとともに、各学科会議において教員間での情報交換を進める。	退学者減少に向けて、地道に両学科で取り組みを進めている。

現代コミュニケーション学科では、地域社会のニーズや変化に合わせた適切な人材を育成するために、令和6年度より6コースに改編し、教育課程を学生のニーズや卒業後の進路に合わせて見直すこととした。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしていない。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

A. アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーは、以下に示すように策定され、「学生募集要項」に明示するとともに、ホームページを通して学内外に公表し、周知を図っている。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）】

本学は、「公正、純真、奉仕、友愛」を建学の精神として、常に国際的視野に立って世界平和と社会の福祉に貢献できる人材を育成することを目的としている。

《保育学科の求める学生像》

本学科では、幼稚園・保育所・認定こども園・児童福祉施設などで子どもたちの成長を支援する人材の養成を目的としている。これを踏まえて、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とともに、以下の資質を有する人を求めている。

- ・ 幼児教育・保育・児童福祉に携わる仕事に就く意志のある人
- ・ 深い愛情を持って子どもの成長を支援するやさしさがある人
- ・ 子どもや保護者を取り巻く社会の状況に関心を持ち、問題を深く探究する姿勢がある人
- ・ 自己の目標実現のため、日々学習し成長しようとする意欲がある人
- ・ 高等学校までの範囲の基礎的な学力を有している人

《現代コミュニケーション学科の求める学生像》

本学科では、実社会の多様な分野で求められる実務能力と問題解決に不可欠なコミュニケーション能力を備えた人材の養成を目指している。学科で開設されているコースの各分野に関心を持ち、以下のような興味・関心、能力、素質を備えた人を求めている。

- ・ 十分な知識や技能を有し、社会への関心を持ってその問題を深く探求しようとする人
- ・ 問題を解決するための思考力や判断力、表現力を有し、自ら判断して行動しようとする人
- ・ 主体性を持って多様な人々と協働する態度を有し、実社会の多様な分野でそれを

実践しようとする人

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】

《保育学科》

本学科が別に定める「卒業要件」を満たし、以下の4つの【学修目標】を達成したことを以て、短期大学士（保育学）の学位を授与する。あわせて、幼稚園教諭2種免許状および保育士資格を卒業時に取得するためには、本学科が別に定める「免許・資格要件」を、さらに満たさなければならない。

本学科として学位授与を受けてこれらの免許・資格を取得する学生に期待する学修成果は、別に定める(シラバス)【達成すべき学修成果】の通りである。なお、成績評価および単位認定にあたっては、教育目的や各授業の教育目標に基づいて、達成度を厳正に評価する。

◎学修目標

- ・建学の精神が掲げる道德理念を踏まえた社会人たるに相応しい倫理観、責任感と自己管理能力を備えている。
- ・現代社会にかかるさまざまな事象をとらえる国際的かつ複眼的な視野、そして他者と円滑にコミュニケーションをはかる能力を兼ね備えている。
- ・保育者としての強い使命感と教育的愛情をもち、行動で示すことができる。
- ・多様な子どもを理解し、その心身の発達と育ちを支援するための専門的知識および技能を十分に兼ね備えており、保育者として現場で実践に活かすことができる。

《現代コミュニケーション学科》

本学科では、「公正・純真・奉仕・友愛」の道德理念を培い、つねに国際的視野に立って世界の平和と社会の福祉に貢献できる人材を育成することを使命とする建学の理念に基づき、実社会の多様な分野で活躍し、コミュニケーションを実践する人材を養成するため、以下の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定める。

◎学修目標

- ・社会に求められる基礎的な教養を修得し、幅広い職業人として役割を果たすことができる。
- ・コミュニケーションについての基礎的な理論に基づく知識と問題解決能力、キャリアについての知識及び能力を修得し、主体的に判断して行動することができる。
- ・社会で必要なコミュニケーションにかかわる専門的知識及び技能を修得し、実社会の多様な分野でコミュニケーションを実践することができる。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）】

《保育学科》

学則に定められている保育学科の「教育ならびに人材育成の目的」や「学位授与の方針」などの規程を踏まえて、保育学科では、以下のように科目を区分した教育課程を編成している。

- ・「基礎科目」：教養と健康増進のための知識と技術を身につけるための科目
- ・「専門教育科目」：保育者としての専門的な資質能力を身につけるための科目
さらに以下の a～e に分かれる。
- ・「基礎演習科目」：建学の精神と、社会人としてのマナーや言葉の使い方など、保育者としての基礎的な知識・技能・態度を身につける科目
- ・「本質・目的に関する科目」：保育・幼児教育を何のためにするのか、そしてどのような考え方で行うものなのか、保育者としての視点を養うための科目
- ・「対象の理解に関する科目」：保育・幼児教育の対象となる子どもや保護者などを理解するための考え方や方法を身につけるための科目
- ・「内容・方法に関する科目」：保育・幼児教育を実践するための内容や方法を身につけるための科目
- ・「発展科目」：保育者としての職務の幅を更に広げる科目
- ・「実習・演習科目」：保育者としての現場での実践的指導力を養いつつ、自分の保育者としての適性や保育者になる意思を自ら確認するための科目
- ・「自由科目」：上記の他に、学生の学修の選択肢に含める意義のある科目

《現代コミュニケーション学科》

本学科は、教育研究上の目的や養成する人材、ディプロマ・ポリシーなどの趣旨を実現するために、教育課程「基礎科目」と「専門教育科目」、「教職科目」、「自由科目」の科目区分に分け、以下の教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）を定める。

- ・社会に求められる基礎的な教養を修得させるために「基礎科目」を設置し、幅広い職業人として役割を果たすことができるように教育する。
- ・コミュニケーションについての基礎的な理論に基づく知識と問題解決能力、キャリアについての知識及び能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「学科必修科目」を設置し、主体的に判断して行動することができるように教育する。
- ・社会で必要なコミュニケーションにかかわる専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「選択科目」を設置し、実社会の多様な分野でコミュニケーションを実践することができるように教育する。
- ・学修意欲や卒業後の進路に応じた知識及び技能を修得させるために「教職科目」と「自由科目」を設置し、コミュニケーションを応用することができるように教育する。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

A. アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

本学では、入学者選抜に関する事項を審議するために、教授会の下に学長を委員長とする入試委員会において、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜試験を実施している。

アドミッション・ポリシーは、学習成果や卒業認定・学位授与の方針に対応するものであり、学則第1条における人材養成及び教育研究の目的を達成するために入学前に必要な学習成果を把握、評価するものとして明確に示すものであり、入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜、特待生選抜、一般選抜、特別選抜（社会人選抜・帰国生徒選抜・外国人留学生選抜）があり、課題、筆記試験、小論文、面接を通して入学者受入れの方針を確認

するものとなっている。

高大接続の観点により、各入学者選抜は下記のような選考基準を設定し、その内容は学生募集要項に明記して、公正かつ適正に実施している。

<各学科のアドミッション・ポリシー>

【保育学科】

本学科では、幼稚園・保育所・認定こども園・児童福祉施設などで子どもたちの成長を支援する人材の養成を目的としています。これを踏まえて、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とともに、以下の資質を有する人を求めます。

- ① 幼児教育・保育・児童福祉に携わる仕事に就く意志のある人
- ② 深い愛情を持って子どもの成長を支援するやさしさがある人
- ③ 子どもや保護者を取り巻く社会の状況に関心を持ち、問題を深く探究する姿勢がある人
- ④ 自己の目標実現のため、日々学習し成長しようとする意欲がある人
- ⑤ 高等学校までの範囲の基礎的な学習を有している人

【現代コミュニケーション学科】

本学科では、実社会の多様な分野で求められる実務能力と問題解決に不可欠なコミュニケーション能力を備えた人材の養成を目指します。学科で開設されているコースの各分野に関心を持ち、以下のような興味・関心、能力、素質を備えた人を求めます。

- ① 十分な知識や技能を有し、社会への関心を持ってその問題を深く探求しようとする人
- ② 問題を解決するための思考力や判断力、表現力を有し、自ら判断して行動しようとする人
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働する態度を有し、実社会の多様な分野でそれを実践しようとする人

<入学者選抜方法>

① 総合型選抜

保育学科は、すべての入学者受入れの方針を書類審査（課題含む）及び面接（口頭試問含む）によって評価し、現代コミュニケーション学科は「1. 十分な知識や技能」「2. 思考力や判断力、表現力」を書類審査（課題含む）及び面接（口頭試問含む）、「3. 協働する態度」を面接（口頭試問含む）によって評価する。

② 学校推薦型選抜

保育学科は、すべての入学者受入れの方針を書類審査及び面接によって評価し、現代コミュニケーション学科は「1. 十分な知識や技能」を書類審査、「2. 思考力や判断力、表現力」「3. 協働する態度」を面接によって評価する。

③ 特待生選抜

保育学科は、すべての入学者受入れの方針を書類審査及び面接、「5. 高等学校までの基礎的な学習」を学力検査によって評価し、現代コミュニケーション学科は「1. 十分な知識や技能」を書類審査及び学力検査、「2. 思考力や判断力、表現力」「3. 協働する態度」を面接によって評価する。

④ 一般選抜

保育学科は、すべての入学者受入れの方針を書類審査及び面接、「5. 高等学校までの基礎的な学習」を学力検査によって評価し、現代コミュニケーション学科は「1. 十分な知識や技能」を書類審査及び学力検査、「2. 思考力や判断力、表現力」を面接及び学力検査、「3. 協働する態度」を面接によって評価する。

⑤ 特別選抜（社会人選抜、帰国生徒選抜、外国人留学生選抜）

保育学科、現代コミュニケーション学科ともすべての入学者受入れの方針を提出書類及び面接によって評価している。

B. 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

入試結果を踏まえ、その実施方法が総合型選抜、学校推薦型選抜、特待生選抜、一般選抜における学力試験は本学で作問しており、作問者、校正担当者、職員の3者で入念な検証と校正を重ね、万全の体制で実施している。また、問題の難易度は前年の結果や学習指導要領の内容を踏まえ、入試委員会において協議を行い、公平公正な入試の実施に努めている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A. 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

急激な18歳人口の減少と生徒の四大進学指向の傾向が強まっており、短期大学への進学者が激減している現状の中で、定員充足を目指し教職員が一丸となって群馬県内外の高校訪問を実施し、本学の広報及び受験者の確保に向けて積極的に募集活動を展開している。このような状況において、下記表のように定員未充足ではあるが、入学者を確保することができた。

（令和7(2025)年5月1日現在）

入学定員	年度	志願者数	合格者数	入学者数	入学定員充足率
保育学科 令和5年度は (240名) 令和6年度以降 (170名)	令和5(2023)年度	169名	166名	164名	68.3%
	令和6(2024)年度	160名	160名	156名	91.8%
	令和7(2025)年度	155名	155名	153名	90.0%
現代コミュニケーション学科 令和5年度は (100名) 令和6年度以降 (70名)	令和5(2023)年度	64名	64名	60名	60.0%
	令和6(2024)年度	59名	59名	57名	81.4%
	令和7(2025)年度	64名	63名	61名	87.1%
短期大学 計 令和5年度は (340名) 令和6年度以降 (240名)	令和5(2023)年度	233名	230名	224名	65.9%
	令和6(2024)年度	219名	219名	213名	88.8%
	令和7(2025)年度	219名	218名	214名	89.2%

【エビデンス集】

- 資料 3-1-1 「育英短期大学ホームページ(3つのポリシー)」
- 資料 3-1-2 「令和7年度 育英短期大学学生必携」
- 資料 3-1-3 「育英短期大学 CAMPUS GUIDE 2025」
- 資料 3-1-4 「2025年度 育英短期大学学生募集要項」
- 資料 3-1-5 「育英短期大学入試委員会規則」

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしていない。」

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

A. 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学では、学生の学修及び授業支援に関する方針を企画・立案する組織として、「教務委員会」、「FD・SD委員会」「障害学生修学支援委員会」を設置している。また、すべての委員会規則において事務職員を構成員及び事務担当者として参画させることが定められており、これによって教員と職員が情報を共有した上で課題を明確にして協働する体制を整えている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

A. 学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

学習支援のための TA・SA を活用できる状況にはないが、本学の正課の学生を業務補助に従事させる学内ワークスタディの制度があり、これに基づき、教員の授業補助に学生に従事させている。

B. オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

すべての専任教員が、週2回各90分をオフィスアワーとして、学生個々の学園生活や学修等に関する相談に応じる体制を設けている。オフィスアワーについては、掲示及び電子メールで、学生への周知を図っている。また、非常勤講師については、学生から相談がある場合は、休憩時間等を利用して適宜対応している。

C. 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

平成31(2019)年度に策定された「育英大学及び育英短期大学の障害学生修学支援実施要項」に基づき、障害学生に対する合理的配慮が適切に提供されるよう教職員の支援体制の

確保に努めている。

支援の希望を申し出た学生に対し「障害学生修学支援委員会」で支援の必要性を検討し、その必要性が認められた場合には、当該学生等の個別性に応じた内容で適切な支援を行える体制を取っている。

D. 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

学生から中途退学、休学、留年の申し出があった場合は、ゼミ担任が中心となって学生との個別面談を行い、保証人とも面談等の上、届出受理の可否が決定される。その後、学科会議には担任所見を提出することになっており、退学や休学の理由、面談の記録、ゼミ担任としての見解を記し、該当学生の状況を全教員が把握した上で、教務委員会を経て教授会にて最終的な決定がなされる。

これらの学生に関する情報は、毎月開催される学科会議において各教員に共有され、実態把握や原因分析、改善の検討を行うなど、学科全体できめ細やかな対応に努めている。

また、留年者に対しては、ゼミ担任が履修相談及び学習相談の機会を設け、個別に指導が行われている。

【エビデンス集】

- 資料 3-2-1 「育英短期大学 FD・SD 委員会規則」
- 資料 3-2-2 「育英短期大学障害学生修学支援委員会規則」
- 資料 3-2-3 「育英大学及び育英短期大学の学内ワークスタディ取扱規則」
- 資料 3-2-4 「令和6年度 オフィスアワー一覧」
- 資料 3-2-5 「育英大学及び育英短期大学の障害学生修学支援実施要項」
- 資料 3-2-6 「令和7年度 育英短期大学学生必携」
- 資料 3-2-7 「令和7年度 ゼミ担任一覧」

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

A. キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

<保育学科>

保育学科の教育課程においては、幼稚園教諭及び保育士の免許・資格取得に必要な科目を整備しつつ、4 系統プログラムにより、実技系科目を通して多くの実践的学習機会を設けて、即戦力としての保育者となれるような職業教育をめざしている。なお、令和3年度入

学生からは「3つのプログラム」にこれを再編すべく、カリキュラムを整備した。「3つのプログラム」とは、本学が輩出する保育者が、単に保育士資格や幼稚園教諭2種免許の取得したというだけでなく、現在の保育現場でより高い専門性を発揮できることを目的に編成されたプログラムである。「3つ」とはすなわち、「子ども表現プログラム」、「子ども文化プログラム」、「子ども運動プログラム」である。学生は、各自の興味関心に沿って1つのプログラムを選択し、プログラム内の科目を3科目以上履修することで、専門性を高める。さらに、令和5年度入学者からは、発達障がいや病児保育等を深めることができる4つめのプログラムとして「子どもユニバーサルプログラム」を立ち上げるようになった。

各プログラムでは専門性や実践力を高めるため、子ども表現プログラムは主に音楽表現や造形表現、子ども文化プログラムは絵本や紙芝居等の児童文化、子ども運動プログラムはより細やかな体育・健康指導をテーマに科目の構成をしている。学生がプログラムを選択し、専門性や実践力を高めたことを実感できるよう、プログラムに沿って資格（認定絵本土、おもちゃインストラクター、子ども身体運動発達指導士）が取得可能となっている。また、資格を取得しない場合でも、「育英短期大学保育学科公認プログラム修了証」を卒業時に授与することで、保育者としての自信を高められるようにしている。

これらのプログラムへの所属は入学前に予め決定するのではなく、あくまでも入学後に学生の希望によって選択させる。プログラムに含まれる科目の一つである「絵本学」の授業が、他の科目に先がけて1年次後期に開講されるのに合わせ、1年次後期に各学生の希望を確認している。

ただし、各学生が所属したプログラムとは別のプログラムの科目であっても、（人数制限にひっかからない場合には）個別に選択科目として履修することは可能である。また、各学生は原則的にはプログラム内に設けられた科目を履修していくことになるが、それらの科目の単位は卒業必修ではないため、本人の単位取得状況によってはプログラム内の科目を履修しないことも可能である。

また、保育学科には保育・幼児教育・福祉分野での実務経験を持つ専任教員が数名いる。そうした教員を中心にして教職支援室が組織され、保育・幼児教育に関する各種実習をふくめた職業教育および学科教育への協力を行っている。さらに、全国保育士養成協議会の研修会には、教員を毎年派遣し、かつ実習関係以外の科目を担当している教員にも順次参加するよう学科長が指導し、すべての教員が保育者養成を担っている意識を高め、その専門性について理解を深めるように組織として努めている。

以上のような取り組みの成果の一つとして、令和4年度は、平成26年度から9年連続で、保育学科卒業生の進路決定率（就職・進学率）100%を達成したが、そのうち保育園に就職した学生は65名、認定子ども園は106名、幼稚園は3名であった。幼稚園教職免許取得者は192名、保育士資格取得者は202名であったが、全体の学生数からみたそれぞれの取得率は、92.3%（前年度97.8%）、97.1%（前年度95.1%）である。また、認定絵本土資格取得者69名、認定ベビーシッター資格取得者27名、准学校心理士資格取得者1名であった。さらに、以前から実習・就職懇談会と題して、年1回実習や就職の受け入れ先を対象に、学科の教育方針・活動の情報提供を行い、現場との意見交換を行う機会を設けている

<現代コミュニケーション学科>

現代コミュニケーション学科の教育課程においては、幅広い職業人として役割を果たすための社会に求められる基礎的な教養を修得させる「基礎科目」、主体的に判断して行動するためのコミュニケーションについての基礎的な理論に基づく知識と問題解決能力、キャリアについての知識及び能力を修得させる「学科必修科目」、実社会の多様な分野でコミュニケーションを実践するための社会で必要なコミュニケーションにかかわる専門的知識及び技能を修得させる「選択科目」、コミュニケーションを応用するための学修意欲や卒業後の進路に応じた知識及び技能を修得させる「教職科目」「自由科目」によって編成し、卒業後の職業への接続を図った職業教育を実施している。

特に、「キャリアプランニングⅠ～Ⅳ」は学科必修科目として2年間を通して配置し、1年生では自己分析、企業研究、グループディスカッション、卒業生やアライアンス企業担当者による講演などを通して自らのキャリアについて考えさせ、2年生では個別面談による就職活動支援、社会人として必要な教養資質を修得させている。この科目は、専任教員とキャリアサポート室が連携して内容を検討し、実施することで、学科のキャリア支援の中心となっている。

また、「インターンシップ」は選択科目として配置し、学生が希望する業種・職種に合わせた職業体験を通して将来の進路選択に役立たせるようにしている。学生には、規定の時間以上の参加によって単位を付与し、例年約30名以上が参加している。なお、社会人としての基本スキルや特定職種の基礎素養として活かすことができる資格取得を支援するため、「ピアヘルパー」の資格については、学科開設科目の単位を修得することで資格認可団体の受験資格を得られるように工夫している。「メディカル クラーク」の資格についても、指導上、学科が開設する当該科目の単位を修得して受験するよう指導している。また、「ドクターズクラーク」については、先に「メディカル クラーク」資格を取得することを条件としている。

こうした職業教育の効果については、卒業生と就職先企業に対するアンケート調査【資料】を実施して測定・評価し、学科の専門教育と教養教育を主体とする職業教育の見直し、改善を図っている。

3-3-② キャリア支援体制の整備

A. 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

(1) 支援体制

学生の進路支援を行う主な教職員組織として、キャリアサポート室を設置している。

また、保育系就職に関しては、学生支援課が担当している。

キャリアサポート室及び学生支援課では、キャリア教育に関連した特別講座の企画や企業インターンシップの支援などを行い、両学科の学生の進路支援を行っている。

主として一般企業への就職に関しては、キャリアサポート課が中心となり、学生への進路支援を行っている。同課には3名の職員（内1名は非常勤）が常駐し、主として一般企業や医療機関・福祉施設、公務員への就職支援として、就職情報の提供、具体的な就職活動の指導や進路相談を実施している。また、外部のキャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリングを開設し、多様な経験に基づくカウンセリングを行い、個々の学生のアドバイスや相談に対応している。その他の外部機関との連携は、以下の通りである。

[キャリアカウンセリング開設]

キャリアコンサルタント(2名 週2回)

[ガイダンス運営]

株式会社 学情、株式会社 スパン

[就職先紹介・相談]

高崎市

群馬県労働局ハローワーク高崎、ジョブカフェぐんま

前橋市

ジョブセンターまえばし

また、2年間の学生生活において、総合的・継続的に学生のキャリア意識及び社会的スキルを形成していくため、学科、キャリア支援課、学生支援課で連携し、教育活動を展開しており、次のような取り組みを行っている。

(2) 就職支援

① 就職セミナー

1年次の2月に二日間で集中的に就職活動対策を学ぶ就職セミナーを実施おり、就職活動にかかわる内容をすべて網羅したプログラムで構成され、複数企業から講師を招聘し、業種・職種内容をふまえた企業説明や、面接訓練を繰り返し行う実践的な研修となっている。

② 企業説明会・業界勉強会

各業界の特徴や採用試験対策を学ぶ勉強会を実施し、学生の就職活動への動機づけの強化に努めている。

③ 三短大合同企業説明会

2年生を対象に、近隣の近隣の新島学園短期大学・高崎商科短期大学部と本学の3短大とハローワーク高崎が合同で地域の企業を招き、3短大合同で企業説明会および面接会を開催している。他の短大と連携しながら、群馬県内短大生の就職活動の動向を包括的に把握することができる、よい機会となっている。

④ キャリア支援システム

本学では「求人票、企業情報等の検索」ができるキャリア就職システムを導入しており、学内はもとより学外からもパソコンや携帯電話で求人票や企業情報を見ることができ、就職活動を進める上でのサポートシステムとなっている。

⑤ 図書館

図書館では、学生の進路支援として、「就職・進学コーナー」を設け、就職関連書籍を整備しており、企業の採用選考で多く利用されているSPI等の筆記試験やウェブ試験対策用の問題集を充実させている。

⑥ 編入学(進学)支援

卒業後に4年制大学への編入学や他分野の専門学校等への進学を志望する学生に対する支援として、「小論文対策講座」、「編入学受験英語」等の課外講座を開き、受講を促す一方、専任教員による志望校の絞り込み、小論文対策、面接試験対策指導をきめ細かく実施している。長期休業期には外部の編入学専門予備校による志望大学に合わせた対策セミナーを開催している。特に現代コミュニケーション学科では、小論文作成に必要な論理的な思考や表現を修得させるために、令和2年度に「論理的表現法(選択必修)」を開設した。

同学科の「キャリアプランニングⅢ・Ⅳ」においても、編入学・進学を希望する学生に対する筆記試験と小論文対策、志望理由書の添削指導、面接試験対策指導を行い、個別に個人模擬面接を実施している。

また、近隣大学との大学間連携協定に基づく協定校推薦を実施している。

[大学間連携協定大学]

群馬医療福祉大学 (令和4年度から)

【エビデンス集】

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 学生生活の安定のための支援

A. 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では、教育組織である学生支援委員会と連携して、学生サービス・厚生補導を担う事務組織として学生支援課が以下に示す事項の支援を行う体制を整備している。

B. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

保健室は、毎年4月に健康診断を実施して学生の健康の保持・増進を図るとともに、学生支援委員会、学生相談室、ゼミ担任と連携を密にしながら、健康相談、心理的支援、生

活相談等を行う体制を整えている。

なお、令和6(2024)年度に保健室を利用した学生は延べ165名であった。

利用内容	延べ回数			
内容／年別	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	合 計
内科系	71	66	89	226
外科系	35	43	34	112
婦人科	10	11	5	26
皮膚科	15	14	12	41
眼科	5	3	4	12
歯科	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	1	2	0	3
その他	77	23	21	121
合 計	214	162	165	541

利用状況	延べ人数			
区分／年別	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	合 計
保育	191	136	137	464
現コミ	23	26	28	77
合 計	214	162	165	541

<学生相談室の設置>

原則として、第1火曜日と第3木曜日の12時から17時まで開室し、心理的な問題を抱えた学生に対する援助のために学生相談室を設置し、専門カウンセラーを配置して、メンタルヘルスに関する悩みや精神的な問題を抱えた学生に必要な支援を行っている。また、カウンセラーは教職員に対してのコンサルテーションも行い、教職員が支援している学生の心理的な問題を解決するための援助を行っている。

なお、令和6(2024)年度に学生相談室を利用した学生は延べ24名であった。

相談内容	延べ回数			
内容／年別	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	合 計
心理・性格	16	9	1	26
対人関係	16	9	12	37
心身の不調	15	8	9	32
修学・進路	10	7	3	20
その他	6	6	0	12
合 計	63	39	25	127

※大学の相談内容も含む。

利用状況	延べ人数			
区分／年別	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	合 計
大学	8	2	1	11
短大	9	6	24	39

教職員（大）	13	3	8	24
教職員（短）	12	2	0	14
保健担当者	8	2	3	13
合 計	50	15	36	101

※大学の利用状況も含む。

<障害学生修学支援委員会の設置>

障害学生の受入れについては、特別な配慮を必要とする希望者がいる場合は、事前相談を受け付けており、障害学生修学支援委員会において、個人の障害特性に応じた配慮や修学支援が行えるよう体制を取っている。在学生についても、教員や職員が気付いた場合や相談があった場合は支援が行えるよう体制を取っている。

なお、これまでに合理的配慮を希望する学生はいなかった。

<学生の意見・要望等への対応>

学生生活全般に関する学生の意見や要望を的確に把握するため、意見箱を設置し、学生がいつでも意見・要望を発信できる体制を整えて、学生サービスの向上に役立てるとともに、クラブ活動、学校行事、学生会活動に関して教職員がきめ細かく学生対応を行い、各活動の活性化を図っている。

なお、意見箱に投稿された件数は令和4(2022)年度2件、令和5(2023)年度3件、令和6(2024)年度2件であり、これらの意見についてはその都度学生支援委員会において検討し適切に対応した。

また、年度末には、「学生満足度アンケート」を実施して学生の意見・要望等の把握に努め、学生サービスのさらなる向上と改善に役立てている。なお、令和4(2022)年度は在籍者526名にアンケート調査を行い479名からアンケートを回収、令和5(2023)年度は在籍者445名にアンケート調査を行い424名からアンケートを回収、令和6(2024)年度は在籍者418名にアンケート調査を行い398名からアンケートを回収し、学生支援委員会において結果を分析し、次年度に向けた改善を検討した。

<通学支援>

学生の通学支援のために、「JR高崎駅」と大学間、及び「JR新前橋駅」と大学間で、それぞれ無料スクールバスを運行しており、過密乗車が予想される早朝便については、高崎・新前橋便ともにバスの台数を2台体制に増便し対応を行っている。また、天候その他諸々のイレギュラーな事態に対しては、マイクロバスを適宜活用している。

さらに、駐車場不足を解消するため、令和4(2022)年度に駐車場を拡張して学内には約670台分の駐車場とバイク・自転車の駐輪場を備えている。

<学生サービスのための学内施設及び設備>

① ロッカー室

本学に男女更衣室及びロッカー（女子：171個/男子：128個）を設置して、希望者に

貸出を行っている。

② 学生食堂

本学の学生食堂は296席であったため、令和2(2020)年9月に第2食堂を新設し、292席を増設、収容人数の改善を図った。

また、令和2(2020)年度より運営委託業者を変更しメニューや価格の見直しを図り、様々なメニューをそろえるとともに安価に食事を提供し、全てのメニューをテイクアウト方式で対応している。ラウンジ内で営業しているコンビニエンスストアでは、麺類やパン類、菓子、飲料など品揃えを充実させ、学生の便に供している。

③ バーベキュースペース等

学内には、学生がクラブやゼミ活動などで楽しめるようバーベキュースペースを1カ所設置している。

< 宿舎・アルバイト等の紹介 >

下宿を希望する学生に対して、通学に便利な区域のアパート等を斡旋している。令和6(2024)年度は希望学生にアパートに関する資料を12件送付した。また、一人暮らし学生の孤独・不安の軽減や危険の回避等に役立つため、学生会が主催で生活に役立つ情報の提供や生活支援物資の配布やバーベキューを「一人暮らし学生のための交流会」と銘打って実施している。令和6(2024)年度は3回(5、7、11月)実施した。

< 課外活動等の支援 >

本学では、学生生活の充実を図るための活動を推進することを目的として、学生全員が会員となる学生会を組織し、学生支援課が窓口となり、主に学生支援委員会がその円滑な運営を支援している。

学生会では、学科ごとに大学祭実行委員と体育大会実行委員を選出し、学年や学科間の連携及び協力活動を推進するために、大学祭実行委員会と体育大会実行委員会を組織している。また、学生会には、会長、副会長、書記、会計、会計監査、大学祭実行委員長、体育大会実行委員長から構成される学生会役員会を置き、毎年実施される学生総会の運営、体育大会、大学祭、一人暮らしの学生のための交流会、七夕、クリスマス会の運営等を行っている。

毎年4月に年間の各種イベントを円滑に運営するため、学生会役員と学生支援委員会の教員、学生支援課の職員が参加してリーダー研修会を実施している。学生会は学生会活動の年間計画を作成し、体育大会実行委員及び大学祭実行委員は、体育大会と大学祭(桔梗祭)の企画・立案の段階から、学生支援委員会及び学生支援課と連携して円滑なイベントの開催に向けた準備を進めている。

さらに、大学祭(桔梗祭)の開催にあたっては、例年、学内の施設設備を活用した企画や芸能人企画などを10月下旬に実施し、学生・教職員だけでなく、地域一般市民も参加して、本学と地域が交流する場となっている。また、大学祭(桔梗祭)の実施にあたっては、本学の同窓会組織である桔梗会や保護者会組織である飛翔会から、運営費用の一部として補助金が支給されている。令和6(2024)年度は、2日間開催・一般開放として実施した。

本学のクラブ活動については、年度当初に、学生会が体育系及び文化系のクラブ・サー

クルの学生責任者を集めて活動状況の把握に努め、学生支援課と学生支援委員会が連携して、各種活動の支援体制を整備するとともに、本学のクラブ活動に関わる予算を作成し、執行している。その他、本学保護者会や後援組織である後援会からクラブ活動支援費の支援を受けている。

クラブ活動では育英大学・育英短期大学の学生が一緒に行っており、全国レベルの活躍を目指すクラブもある。また、文化部では和太鼓部とともにハワイアン部、ハニーキッズなど、地域貢献活動として地域からの依頼に基づき出前公演などの活動を行っている。この他にも数多くのクラブ、サークルが活動している。

これ以外に、「育英短期大学学生表彰規則」第2条第3項に示しているとおり「特別賞」を制度化し、課外活動において優れた成果を収めた個人又は団体に対し学位記授与式において表彰している。

C. 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

<学生に対する経済的支援>

本学は、日本学生支援機構の奨学金以外に、学生への経済的支援として以下の制度を運用している。

① 学生納付金の一部免除

対象者：本学に、前橋育英高等学校から入学する者、本学園に勤務する常勤職員の子女で入学する者、育英短期大学を卒業した者で編入学する者、学生が入学した年度、その前年度及び前々年度に兄弟が入学している者、なお、前橋育英高校からの入学者に対する入学金の減免者数は、令和4(2022)年度44名、令和5(2023)年度53名、令和6(2024)年度58名であった。

② 特待生制度

対象者：入学試験に合格した者で、学業成績又は競技成績が特に優秀な者

なお、これに該当した者は、令和4(2022)年度14名、令和5(2023)年度12名、令和6(2024)年度11名であった。

③ 成績優秀者に対する奨学金支給制度

対象者：学期ごとの学業成績が特に優秀な者

なお、これに該当した者は、令和4(2022)年度17名、令和5(2023)年度12名、令和6(2024)年度12名であった。

④ 卒業予定者奨学金貸与制度

対象者：卒業を目前にして家計の急変などによって学生納付金の納入に困難を来している者で、卒業後の就職が確実な者

これに申請した者は、令和4(2022)年度以降いなかった。

⑤ 学内ワークスタディ制度(入試)

本学に在籍する学生を本学のオープンキャンパスのスタッフや、学生の健康診断業務の補助として従事させることによって、経済的支援を行っている。令和4(2022)年度は289名、令和5(2023)年度は256名、令和6(2024)年度は155名が補助業務に従事した。

⑥ 自然災害により被災した学生に対する学費等減免制度

対象者：学生の学資負担者が災害救助法の適用された地域で被災し、又は失業等で家計急変があり、修学が困難となった者

なお、これに申請した者は、令和4(2022)年度以降はいなかった。

【エビデンス集】

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

A. 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

本学は群馬県高崎市にあり、JR 高崎駅よりバスで約 20 分、JR 新前橋駅よりバスで約 15 分の場所に位置しており、校地面積は 50,453 m²で大学設置基準上の面積 (6,000 m²) を十分満たしている。また、運動場の面積は 15,171 m²で陸上用グラウンド兼サッカー場を備えており、屋外運動場としては十分な面積となっている。その他、学生の休息できる場所やその他の利用のための適当な空地も十分に確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

校舎は、主に講義室、演習室、実験室、体育館、図書館、研究室で構成されており、併設の短期大学と共用している。また、校舎面積は 11,212 m²で、大学設置基準上の面積 (5,024 m²) を十分に満たしている。

講義室・演習室等については、講義室 15 室、演習室 38 室、実験・実習室 4 室、情報処理室 2 室、語学学習室 1 室があり、マルチ AV システム機器を 13 教室に整備するとともに情報処理室では、160 台の PC を設置し、うち 60 台は CALL システムに対応している。また、音楽系授業を行うために、音楽室 (126 教室) にはグランドピアノ 1 台、電子ピアノを 51 台設置しており、レッスン室には合計 6 台のグランドピアノを設置している。

また、平成 30 (2018) 年の開学に合わせ、スポーツ科学実験室・準備室 1 室、多目的室 2 室、教員研究室 24 室、学部長室、キャリアサポート室、教職・実習サポート室、学生相談室、保健室、アクティブラーニングスペース、ラウンジなどを配置した学生支援・研究棟を整備している。

教室をはじめ、学生が集まるアクティブラーニングスペース、ラウンジや学生食堂等では無線 LAN を設置し、ネット環境を整備している。

体育館は、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、マット運動、跳び箱などが行えるアリーナのほか、トレーニングルームや合宿室など必要とされる設備を有しており、令和 2 (2020) 年度に第 2 体育館を新設した。

学生食堂は、学生増に伴い生活環境の改善を図るため、令和 2 (2020) 年度に第 2 食堂を新設した。

これらの本学の施設・設備は、事務局管理課が主体となって点検・整備を行い、防災設備については定期検査を年 2 回、専門業者による検査を実施し、建物及び防災の安全・維持管理に努め、不適切な箇所については、交換・修理により改善・整備を行っている。

また、全学生・教職員に対して学内での防災避難訓練を、コロナ禍を除いて毎年実施しており、消防署員による地震再現特殊車両による地震体験、消火器による消火訓練を組み入れながら地震・火災を想定した避難誘導訓練を行っている。令和 5 (2023) 年度は 10 月 5 日に防災訓練を実施した。

防犯対策については、駐車場等に防犯カメラを設置しており、また、外部警備会社に委託しガードマンによるキャンパス内巡回警備と夜間機械警備を行っており安全管理に努めている。

B. 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

教室等の省エネ及び地球環境保全対策については、夏季・冬季のそれぞれで「省エネルギー対策の実施」を行っており、空調機器の運転ガイドライン（室内温度を冷房は 28℃、暖房は 23℃）により学生・教職員への理解と周知に努めている。また、令和 3 年 (2021) 年度には冷水を使用するチラー式空調及び重油を使用したボイラーによる熱源式空調から電気によるエアコン空調に切り替えると共に、全館の照明を蛍光灯から LED 化し、省エネ対策を実施した。

C. ICT 環境を適切に整備しているか。

学内ネットワークについては、サーバ室を設置し、認証システムや学務システムを集中管理しており、各システムは、外部業者と保守契約を結び定期的にハードウェアの点検やソフトウェアのアップデート、セキュリティ対策に努めている。

3-5-② 図書館の有効活用

A. 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

図書館は 576.45㎡の面積をもち、2階に受付カウンター、検索コーナー、視聴覚資料、新聞・雑誌・紀要、参考図書、大型本、コピー機、コインロッカー、閲覧席、ワークスペース、書庫が配置されており、3階に一般図書と製本雑誌、閲覧席と個人用キャレル、AVブースが配置されている。閲覧席は、座席数110席（2階32席、3階69席、キャレル3席、AVブース6席）が設けられ、図書は62,404冊（うち外国書4,158冊）、AV資料3,282点が

配置されており、学術雑誌については、4,851タイトル（うち外国書4,642タイトル）が閲覧可能となっている。このうち、電子ジャーナル4,642タイトル（うち外国書 4,641タイトル）が閲覧可能となっており、契約データベース4件が利用可能になっている。

また、図書館の管理運営システムとして、株式会社ブレインテック社製の「情報館」を導入しており、国立情報学研究所の所蔵目録の検索や他の大学図書館等との文献複写や相互貸借等のサービスも可能となっている。学生・教職員は、このシステムを利用し、館内の所蔵資料の検索はもちろんのこと学外の学術情報を検索することが可能となっている。

図書・設備（令和7年5月1日現在）

図書(うち外国書) (冊)	学術雑誌 (うち外国書) (種)		契約 データベース (件)	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)
	電子ジャーナル (うち外国書)(種)				
62,404(4,158)	4,851(4,642)	4,642(4,641)	4	3,282	26

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
	576.45	110	60,000

図書館は、「学ぶ図書館」「楽しむ図書館」をコンセプトとして、授業関連資料はむろんのこと、学生の利用意欲を高める図書や視聴覚資料を整備し、学生が利用しやすい図書館作りに努め、学習支援を行っている。

資料検索に関しては、オンライン蔵書目録(OPAC: Online Public Access Catalog)の公開を行っており、インターネット上から当館所蔵資料の検索が可能となっている。

また、平成28年度から、国立情報学研究所の総合目録データベース(NACSIS-CAT)に参加し、所蔵データの登録を行っている。

電子資料の導入状況については、「JSTOR」、「ELNET」、「朝日新聞クロスサーチ」、「医中誌Web」の4種の契約データベースが利用可能になっている。また、国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」および「歴史的音源(れきおん)」についても承認を受け参加提供している。また、これらの契約データベースやオンライン情報資源の活用促進のため、「文献・情報の探し方ガイダンス」を実施している。

学生の貸出利用を促進するため、学生が比較的時間に余裕のある長期休暇には、貸出冊数を無制限としている。また、実習および卒業研究向けに、貸出限度冊数を通常5冊から10冊に増やす特別貸出を実施し、学生の便宜を図るとともに、さらなる利用促進を図っている。

図書館資料の利用に未習熟な学生には、司書は積極的にレファレンスサービスに取り組んでおり、カウンター越しで対応するだけでなく、実際の資料や情報にたどり着けるまで、マンツーマンで支援している。また、当館に所蔵していない資料も、外部の図書館との間の相互貸借協力などを活用し、迅速に利用者に提供しており、学生や教員からの購入希望資料も積極的に配架している。

また、教職員と学生が書店に出向いて選書する「選書ツアー」を平成27年度から毎年実施し、魅力ある蔵書の構築を図っている。

学生の資料への関心を高める工夫としては、恒例の企画展として、「しかけ絵本展」（10月～1月）を行っている。また、学生の防災意識を高める目的で、企画展示「新聞で振り返る東日本大震災：大規模災害から防災を学ぶ」（10月～11月）を実施している。

令和3年度からは、「絵本コンクール～Beyond the Borders～」を実施している。令和6年度は、幼児をはじめ全ての人の心に響く「絵本」と「原作」を学内外で募集し、絵本34点、原作16点の応募が集まった。図書館運営委員会、関連科目の教員のほか、県内の豆本作家を審査員に迎えて選考を行い、優秀な作品を表彰し、最優秀賞を受賞した作品を印刷発行した。

図書館による就職・進路支援としては、館内に就職活動、教員採用試験、編入学試験関係の図書を集めた「就活・教職コーナー」を設置し、利用に供している。

また、読書推進の取り組みとして、令和5年度から、ビブリオバトルを定期開催している。令和6年度は、8回開催し、そのうち、10月に行った第4回は、全国大学ビブリオバトル関東Bブロック決戦大会の出場者を決める予選大会として開催した。ビブリオバトルで紹介された本は、図書館内にコーナーを設けて展示している。

図書選定にあたっては、教科に関する参考書、関連図書については、各教員が学生用図書を推薦し、シラバスに沿って「図書館運営委員会」で選定している。また、学生の要望を積極的に受け付けている。授業に関する資料については、シラバスに記載されている参考資料をチェックし、購入可能なものは全て配置している。また、日常の学生の利用状況やレファレンスの内容から、必要あるいは不足すると思われる資料を判断し、遅滞なく配備している。除籍については、「育英短期大学図書館除籍資料取扱内規」に基づき処理を行っている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

A. 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

B. 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

本学の施設のバリアフリー化は、現状では不十分な状況であり、今後、改善の必要がある。また、本学の建物は、一部3階はあるものの、原則2階建てとなっているために、教室移動がスムーズにできるようになっており、学内には多目的トイレを設置して、障害のある人たちへの便宜を図っている。

本学は、入学定員240名（保育学科170名、現代コミュニケーション学科70名）の小規模大学であり、基礎教育科目及び専門教育科目の講義・演習・実技・実習について、教育目的を効果的かつ確実に達成するために、授業科目ごとの受講学生数は授業形態に基づいて原則として、講義：50名～100名、演習及び実験・実習：20名～50名授業を行っており、学生数は適切に管理されている。

【エビデンス集】

【基準3の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の建築物（保育学科棟、現コミ学科棟、図書館棟、演習棟、食堂棟、体育館等）については、建築基準法に基づき、高崎市の建築指導課の指導の下、建築設計事務所による建物定期調査を隔年で実施しており、建物の安全・維持管理に努めている。また、体育館の屋根防水については、平成30年度に半面、工事を行い、令和元年度に残りの半面を実施した。

施設設備の維持管理については、事務局管理課が主体となり点検、整備を実施している。

固定資産および消耗品及び貯蔵品の管理規程等は、財務諸規程を含め整備している。群馬育英学園経理規程（経理規程取扱要領）（規定集-7）及び資産管理規程（規定集-8）、群馬育英学園施設貸与規程（規定集-10）、図書館利用規程（規定集-5）、厚生施設の規則及び内規等に従い、短期大学管理課を中心に法人本部と連携し、本学の施設設備の維持管理に努めている。また、「資金会計（規定）」、「物品会計（規定）」、「固定資産会計（規定）」、「図書館の利用」、「部室使用規則」（規定集-1）、「学内合宿内規」（規定集-2）、「バーベキュースペース使用内規」、「学内パソコンの利用について」、「体育館の使用について」、「体育館（2F, 3F）使用方法について～部室・ゼミ室～」等が整備されている。諸規定に従って施設設備及び物品等を維持管理しているとともに、備品は備品台帳により適切に管理している。

火災・地震対策については、「群馬育英学園（法人本部、育英大学、育英短期大学）消防計画」を整備しており、防犯対策については、外部委託警備会社によるガードマンのキャンパス内巡回警備と夜間機械警備により安全管理に努めている。なお、校舎の耐震については昭和62年の建築であり基準を満たしている。

防災に関しては、群馬育英学園防火管理規程（規定集-9）を定めており、火災報知器、屋内消火栓、消火器を設置し、防災専門業者により定期点検を実施し、不適切な箇所については、交換・修理により改善整備を行っている。

学内での防災避難訓練は、全学生・教職員を対象に毎年実施しており、消防署員による地震再現特殊車両による地震体験、消火器による消火訓練を組み入れながら地震・火災を想定した避難誘導訓練を行っている。令和3年度・令和2年度は、コロナ禍により実施できなかったが、令和4年度は10月6日に防災避難訓練を実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、学内にサーバ室を設置し、認証システムや教務システムを集中管理している（備付-3）。各システムは、外部業者と保守契約を結んでおり、定期的にハードウェアの点検やソフトウェアのアップデート等に努めている。

省エネ及び地球環境保全対策については、夏季・冬季について、「省エネルギー対策の実施」を行っている。夏季は、クールビズ期間を5月1日から10月31日に設定しており、空調機器使用については、夏季冷房使用期間（7月1日～9月30日）、冬季暖房使用期間（12月1日～3月15日）は、運転についてのガイドラインの設定（冷房28℃、暖房23℃）を促している。また節電の徹底と早期退館（帰宅）の励行を促し、教職員等への理解と周知に努めている。令和3年度に、夏季の猛暑対策及び省エネ効果を高めるため、全棟の冷暖房設備の一斉更新と、全館の照明器具についてLED化を図り、教育環境整備と環境対策への対応を行った。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

当学校法人が設置する育英大学が平成30年4月に開学し、一部設備を共用しているが、教育施設の充実を踏まえて、今後設備の増強の必要性が検討課題である。

身体的な障害者を想定した場合、平成30年度に新設した学生支援・研究棟にはエレベーターがあるが、その他の校舎にはエレベーターがなく、また、学生支援・研究棟、令和2年度に新設した第2食堂と第2体育館にはスロープがあるが、その他の校舎にはなく、多目的トイレも学生支援・研究棟の各階と保育演習棟1階にしかなく、施設面でのバリアフリー化などは改修工事等が必要となることから、依然として大きな課題となっている。

図書館の課題としては、平成30年度から育英大学との共用館になり、これまで以上に資料の受入れがされており、資料収納スペースの不足が見込まれる。資料の除籍や配架場所確保の工夫を行う等、対策を検討していきたい。

コンピュータセキュリティについては、外部業者と保守契約を結んでおり、定期的にハードウェアの点検やソフトウェアのアップデート等に努め、また、群馬県警察と群馬県内の大学等において協定している『群馬県大学等サイバーセキュリティ共同対処協定』に基づき、サイバー空間における脅威への対応等の情報を共有している。しかし、特殊ポートを利用する一部ウェブサービスが利用できない状態にある。セキュリティを維持したままウェブサービスをどのように利用するかが今後の課題である。また、今後展開が拡大される可能性のある遠隔授業に際しての環境整備を進めていく必要がある。

校内インフラに関しては、大学との共用スペースの確保のため、令和2年度には、学生の食堂スペースの確保として第2食堂の新設と、体育授業や運動部活動を円滑に実施するため第2体育館を新設し、学生の利便性向上に努めているが、今後もネットワーク機器の更新など、インフラの更新が必要となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、学生に対する学修支援及び授業支援については教職員一丸となって行っているが、今後は学生の視点に立った細かな要望や改善に関する意見を汲み上げられるように「授業改善のための学生アンケート」の内容を検討して、学修支援をより有効なものへと改善する予定である。

また、たとえば視聴覚教材を用いる授業等で授業補助が必要な場合には、授業の事前事後に教員の指示に基づいて事務職員が機器の設置や教室環境の整備を行っている。今後は、SAの活用によって可能になる学修支援及び授業支援の方法を構築していく予定である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

A. ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、学則第 1 条において、高い教養と専門的な知識技能を備えた健全優位な専門的職業人を育成することを目的としている。この目的を踏まえ、保育学科は、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な専門知識と実践力を兼ね備えた人間性豊かな専門的職業人の養成に資することを、現代コミュニケーション学科では、グローバルでローカルな視野とコミュニケーション能力を備え、実社会の多様な分野で活躍できる人材の養成に資することをそれぞれの人材育成及び教育上の目的に掲げている。両学科では、これらの目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーは、「学生必携」により学生に明示するとともに、ホームページで広く学内外に公表し、周知を図っている。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

A. ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

B. ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

本学では、上に述べた保育学科及び現代コミュニケーション学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位の認定基準は学則第 14 条から第 23 条に、卒業認定基準は学則第 24 条から第 27 条と履修規則第 21 条に明記されている。これらの内容は、「学生必携」により学生に指導するとともに、ホームページを通して広く学内外に周知を図っている。

<単位認定基準>

単位認定基準については、学則第 14 条において、授業科目を履修した者には、認定の上、所定の単位を与えることを定めている。

単位の算出方法は、短期大学設置基準に則り、1 単位 45 時間の学修を基本とし、講義は 15 時間の授業をもって 1 単位、演習は 15～30 時間の授業をもって 1 単位、実験・実習及び実技は 30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とすることが学則第 23 条に明記されている。

単位認定は、試験、レポート、その他の方法により行うことが学則第 14 条に、成績の評価は、S (90 点～100 点)、A (80 点～89 点)、B (70 点～79 点)、C (60 点～69 点)、D (59 点以下) の 5 段階で行い、S、A、B、C を合格、D を不合格とすることが学則第 22 条に定められており、この基準は厳正に適用されている。

さらに、個々の授業科目については、シラバスの「成績評価の方法」欄において、成績評価を行う具体的な項目とその比率等を明示し、学生に公表している。

<進級基準>

両学科とも進級要件は設けていないため、1 年次から 2 年次へは修得単位に係わらず進級させる。

<卒業認定基準>

卒業の認定については、本学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得しなければならないことが学則第 24 条に規定され、授業科目は別表第 1 及び別表第 2 に掲げている。

本学では、以上の基準及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、保育学科及び現代コミュニケーション学科それぞれにおいて、卒業要件を定めている。

保育学科においては、優れた保育者の育成を目指すため、学則別表第 1 に定める必修科目のほかに、専門教育科目の「キャリアデザインⅠ、Ⅱ、Ⅲ」「社会人のマナー演習」「国語演習法Ⅰ、Ⅱ」「保育のピアノ演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を必修科目として定めている。

また、現代コミュニケーション学科では、人間理解と国際的視野に立って高い教養と専門的な知識・技術を習得させ、社会の各分野で活躍できる人材の育成を目指すため、学則別表第 1 に定める必修科目の他に、専門教育科目の「コミュニケーション入門」「コミュニケーション演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」「インターンシップⅠ、Ⅱ」を選択必修科目として設定し、この中から 4 単位以上を修得することを定めている。

卒業の認定にあたっては、以上の基準に基づき、教授会において厳正に審議し、学長が認定することとなっている。

<他の短期大学等における修得単位の認定及び入学前の既修得単位等の認定基準>

教育上有益と認められるときは、学生が他の短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができること、学生が本学に入学する前に本学、他の短期大学等及び大学以外の教育施設の学修において履修した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができること、また修得したものと見なすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて 30 単位を超えないものとするが、学則第 16 条及び第 17 条に規定されており、この規定は厳正に適用されている。

【エビデンス集】

- 資料 4-1-1 「令和 7 年度 育英短期大学学生必携」
- 資料 4-1-2 「育英短期大学ホームページ」(<https://www.ikuei-g.ac.jp/college/>)
- 資料 4-1-3 「育英短期大学学則」
- 資料 4-1-4 「育英短期大学履修規則」

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

A. カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

各学科において、学生がディプロマ・ポリシーに掲げる目標に達することができるよう、カリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは「学生必携」により学生に明示するとともに、ホームページで広く学内外に公表し、周知を図っている。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

A. カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

それぞれの学科におけるカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標に対して整合性に留意しながら、各学科の学科会議で作成し、その後の短期大学教務委員会において調整のうえ、所定の学内会議を経て策定している。

本学では、カリキュラムとディプロマ・ポリシーの相関に関して、カリキュラムマップで明示している。以上のことから、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

A. カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

<保育学科>

保育学科の教育課程は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得を目的として、「基礎科目」と「専門教育科目」の2つの科目区分を設定し、各分野の知識・技能を基礎から系統的に学び、実践力を身につけることができるように配置している。

基礎科目では、保育者に求められる教養と健康増進のための知識を習得できるように開講科目を設定している。

専門教育科目は、教職課程認定基準や「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に準拠して、保育者としての基礎的な知識・技能・態度を身につけるために「基礎演習科目」を、保育・幼児教育の目的、考え方及び保育士としての視点を養うために「保育・幼児教育の本質・目的に関する科目」を、幼児や保護者を理解するための考え方・方法を身につけるために「保育・幼児教育の対象の理解に関する科目」を、保育者として実践的指導力を養いつつ、自身の保育者としての適性や保育者になる意思を自ら確認するための科目と

して「実習・演習科目」を設定し、専門的な知識と技術を体系的に学習できる教育課程を編成している。さらに、保育学科では、1年次に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を2年次には「キャリアデザインⅢ」（通年）を配置して、1年次は担任がつくゼミ形式で、2年次は集団指導形式で、一貫したキャリア形成を図っている。

<現代コミュニケーション学科>

現代コミュニケーション学科の教育課程は、短期大学設置基準第5条第2項に定める「学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」に則り、体系的に編成している。

基礎科目では、幅広い職業人として役割を果たすことができるよう開講科目を設定している。専門教育科目は、コミュニケーションについての基礎的な理論を学ぶ学科必修科目と主体的に判断して行動することができるように学ぶ選択必修科目を設定している。また、専門的知識及び技能を習得させるための選択科目を設定し、実社会の多様な分野でコミュニケーションを実践できるよう編成している。これらの科目とカリキュラム・ポリシーとの関係は、カリキュラムマップによって示されている。

B. シラバスを適切に整備しているか。

本学では全ての科目についてシラバスを整備しており、履修学生が達成すべき学修成果、授業時間数、授業各回の具体的な内容、成績評価の方法・基準、準備学習及び復習の内容や目安時間、教科書・参考書等を明示している。

学生は、このシラバスを学務システム（Active Academy）においていつでも確認することができる。

また、全ての科目において、その内容とディプロマ・ポリシーとの関連についても明示している。さらに、各科目の担当教員がシラバスに記載する学習成果が不明瞭にならないように、毎年シラバスの作成を依頼する際には、学習成果欄の記述の文例集を添えると共に記載された学習成果が現実に修得可能なものとなっているかを教務委員によりチェックしている。

C. 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

本学では、単位制度の実質を保つために、履修規則において履修科目の登録上限を設けている。1年間の上限単位数は、保育学科においては56単位、現代コミュニケーション学科においては50単位を設定している。なお、成績優秀者については、所定の単位数まで履修登録できるように配慮している。

4-2-④ 教養教育の実施

A. 教養教育を適切に実施しているか。

本学の目的は、学則第1条に「高等学校教育の基礎の上に、高い教養と専門的な知識技

能を修得させ、健全有為な専門的職業人を育成することを目的とする」と示されており、保育学科では、「子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な専門知識と実践力を兼ね備えた人間性豊かな専門的職業人の養成」、現代コミュニケーション学科では、「グローバルでローカルな視野とコミュニケーション能力を備え、実社会の多様な分野で活躍できる人材の養成」を人材養成及び教育研究の目的としている。この目的及び短期大学設置基準における教育課程の編成方針の中の「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない」に則り、その実施に努め、基礎科目 20 科目 31 単位を開設し、全学生が各基礎科目を在学中に履修可能とあるように時間割編成において配慮している。

教養教育が専門的な知識技能の修得につながるという観点から、保育学科では基礎科目 10 単位以上、現代コミュニケーション学科では 8 単位以上を卒業要件と定めている。また、基礎科目と専門科目との関連性については各学科ともカリキュラム・マップを作成し、学生が容易に理解できるように工夫している。

教養教育の効果を測定・評価し、改善するため、基礎科目を含めて全授業科目を対象とした「学生による授業改善のためのアンケート」を実施し、その結果をもとに内容を精査するとともに、時代の変化にあわせた教養教育を常に検討している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

A. アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

現代コミュニケーション学科では、令和 6 年度より、原則として全ての授業でコミュニケーション・ラーニングを取り入れ、ディスカッション・プレゼンテーションを授業に取り入れている。また、コミュニケーション演習において、地域社会における課題の発見と解決方法の模索を行い、学生自らが積極的に課題に取り組んでいる。

また、学生全員が参加するプレゼンテーション大会を毎年実施し、自己表現力の向上を図っている。

B. 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

保育学科では、各学年を 50 人程度のクラスに分け、学生一人一人にきめ細かな指導が行えるようなクラス編成としている。また、現代コミュニケーション学科では、一部演習科目において人数の制限やクラス分けを実施している。

【エビデンス集】

- 資料 4-2-1 「令和 7 年度 育英短期大学学生必携」
- 資料 4-2-2 「育英短期大学ホームページ」(<https://www.ikuei-g.ac.jp/college/>)
- 資料 4-2-3 「学生必携(学務 Web システムマニュアル)」
- 資料 4-2-4 「育英短期大学履修規則」
- 資料 4-2-5 「育英短期大学学則」
- 資料 4-2-6 「令和 7 年度 カリキュラム・マップ」

- 資料 4-2-7 「令和 6 年度 授業改善のための学生アンケート」
- 資料 4-2-8 「令和 6 年度 授業改善のための学生アンケート集計結果」
- 資料 4-2-9 「令和 7 年度 シラバス」
- 資料 4-2-10 「令和 7 年度 プレゼンテーション実施要項」

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

A. 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

B. 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、短期大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

本学では、三つのポリシーを踏まえて教育課程を編成しており、学生必携、本学ホームページを通じて教職員・学生に周知している。

学修成果の点検・評価方法については、学修状況、資格取得状況、就職・進学状況を用いて、行われている。

① 学修成果の点検・評価

学修状況は、本学が定める成績評価基準により各学期 GPA 及び通算 GPA を算出し、教務委員会にて学生の直近の学期 GPA の動向確認を行っている。GPA は学務システムを通して、教員が個々の学生の学修成果、取得単位について把握が可能となっており、特に学修に困難の見られる学生の指導に活用している。各学科の各科目とディプロマ・ポリシーの相関関係は、カリキュラムマップ及びシラバスの「ディプロマ・ポリシーとの関連」項目に明示しており、単位の修得をもって科目ごとに定められた成績評価方法を基準とする学修成果を達成したものである。

また、本学では卒業時に成績優秀者の表彰をしている。各学科による審査を経て、教授会で承認された学生に対し、学位記授与式で「成績優良賞」を授与しており、ディプロマ・ポリシーに基づき、一定の学修成果に関する評価の実施の一部として運用されている。

② 授業改善のための学生アンケート

FD・SD 委員会では、教育の質の向上及び授業運営の改善を図ることを目的に、年 2 回、各学期末に全科目の「授業改善のための学生アンケート」を、Web システムを用い

て実施している。このアンケートでは、授業運営等に関する教員の評価及び学生の学修への取り組み状況及び理解度を確認するための質問事項を設定し、一部記述を含む5段階評価による回答形式にしている。また、各科目における事前・事後学習時間も同時に調査しており、学生の学習状況の把握に努めている。

このアンケートの結果を受けて、各授業担当教員が授業について総括する「授業担当教員による自己点検・自己評価報告書」を作成している。また、「授業改善のための学生アンケート」結果の評価が高い教員については、FD・SD委員会が定める選考基準に基づき、基礎教育科目2名、専門教育科目6名を学期ごとに表彰している。

(1) 進路状況の調査

進路状況（就職・進学）については、キャリアサポート室及び学生支援課が学生からの報告をもとに、「進路内定状況」を作成し、毎月開催するキャリア支援委員会に報告し、情報交換を行うとともに、運営委員会及び教授会においても随時報告し、学内での情報共有を行っている。

(2) 卒業生に関するアンケート調査（企業）

現代コミュニケーション学科では、採用先企業へのお礼訪問を行い、その際に卒業生の就業状況の収集に努めている。また、採用企業に就業2年目の卒業生について「卒業生に関するアンケート調査」を行っており、学修成果の達成状況を点検・評価する機会につながっている。

(3) 卒業生アンケート調査

現代コミュニケーション学科では、就業2年目の卒業生を対象に「卒業生アンケート調査」を行っており、学修成果の達成状況、キャリア支援内容を点検・評価するとともに、キャリアプランニングの授業内容の改善及びキャリアサポート室のキャリア支援に役立っている。

また、卒業生に関するアンケート（企業）結果から基礎学力の必要性が顕著であり、「キャリアプランニング」の授業において一般常識試験やSPI模擬試験を実施してきたが、授業で機械的に回数をこなすのみでは基礎学力の定着と向上の効果が低い傾向であることから、授業外での自主的な取り組みとして、基礎的な問題を繰り返し行なう継続的な学習を行うよう指導している。また、近年ウェブテストを実施する企業が増加しており、学内分析によると受験企業の約8割で何らかのウェブテストの受検を課している。そのため、ウェブテストに特化した勉強会の主催や、スマホを使った模擬試験の実施も試みており、今後はより頻度を増やしてキャリア支援の一つの柱として位置付ける必要があるため、令和5年度から「キャリアプランニング」授業内でウェブ面接、ウェブ試験対策を実施し、変化する就職試験に学生が柔軟に対応できるよう支援を行っている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

A. 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みについては、各科目のシラバスに、「フィードバック方法等」に関する記載欄があり、履修者全体に対して、また希望者に対して、成績評価のフィードバックの機会を設けている。

このほか、「授業改善のための学生アンケート」の調査結果を公開し、教育内容や方法、学修指導を改善するための資料としている。

「授業改善のための学生アンケート」では、自由記述欄を設け授業を中心とした学修に対する学生の意見をくみ上げている。それらは、担当教員にフィードバックし、学修および授業支援の体制改善に反映させている。学生アンケートについては、調査結果を分析し、学修支援の改善に活用している。

ゼミ担任は定期的に、また学生の求めに応じて個人面談を行い、学生個々の状況を把握して要望に沿えるように、支援の内容を見直している。

また、本学の「教育活動への学生参画に関する規則」に基づき、カリキュラムの改善を目的とした意見交換を教員と学生の間で実施し、教育内容・方法などの改善に役立っている。

【エビデンス集】

- 資料 4-3-1 「令和7年度 育英短期大学学生必携」
- 資料 4-3-2 「育英短期大学ホームページ」 (<https://www.ikuei-g.ac.jp/college/>)
- 資料 4-3-3 「育英短期大学学則」
- 資料 4-3-4 「育英短期大学履修規則」
- 資料 4-3-5 「育英短期大学GPAに関する規則」
- 資料 4-3-6 「学生必携(学務 Web システムマニュアル)」
- 資料 4-3-7 「令和6年度 授業改善のための学生アンケート」
- 資料 4-3-8 「令和6年度 授業改善のための学生アンケート集計結果」
- 資料 4-3-9 「令和6年度 授業担当教員による自己点検・評価報告書」

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学科ごとに、その教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、「学生必携」を通して学生に明示するとともに、ホームページで広く学外に公表し、周知を図っている。また、単位認定基準は学則に、進級基準及び卒業認定基準、各学期及び1年間に履修登録できる履修登録単位数の上限は履修規則に明記されており、「学生必携」を通して学生に周知するとともに、規則に基づいて厳正に適用している。

さらに、本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性をもち、教養科目は総合教養の教育という目的を達成できるように、専門科目は学科ごとにディプロマ・ポリシーに掲げられた能力を身につけられるように体系的に編成されている。また、教育内容に適した授業形態と教授方法をとることによって教育効果を高める工夫をしている。加えて、本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、毎学期末に「授業改善のための学生アンケート」を実施し、授業担当教員にその結果をフィードバックす

ることによって教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っている。

現代コミュニケーション学科においては、ディスカッションやプレゼンテーション大会を通し、人前で話すことが苦手としていた学生も、話すことに慣れることができたと話しており、就職活動における面接練習の一助となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・卒業認定の基準の策定と厳正な運用、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成、3つのポリシーを踏まえた学修成果の把握と評価結果に基づくフィードバックが適切に実施されていることの検証に努める。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、学則、諸規程、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、並びに単位認定基準、卒業認定基準等について継続的に自己点検・評価活動を行い、改善の必要性について検討を行っていく予定であるが、教育の質保証のために毎年PDCAを実施していく予定である。

今後は、「授業改善のための学生アンケート」実施内容のほか、教育研究活動への学生の参画を促す取り組みとして、学生との意見交換の機会を設けることを検討しており、学生参画による大学の質保証を目的とした教育内容の充実を図っていく。

さらに、ディプロマ・ポリシーと免許・資格取得状況との関連性の検証等を行うことで学修内容の達成度を把握し、同時に学生にフィードバックすることによって継続的に教育の質の向上を図っていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

A. 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

本学の意味決定は、短期大学単独の事項は育英短期大学運営会議、大学及び短期大学共通の事項は育英大学・育英短期大学運営会議（以下「合同運営会議」という。）並びに教授会、各種委員会の審議結果を基に学長が行っている。

<運営会議>

短期大学の円滑な運営を行うため、運営会議は、学長、保育学科長、現代コミュニケーション学科長、教務部長、学生支援部長、キャリア支援部長、図書館長、教育研究所長、事務局長、事務局各課長の短期大学の管理職員で構成され、必要に応じて学長が指名する者を加えることができることとなっており、学長が議長となり必要に応じて開催されている。

本学は、小規模大学であるため、審議事項が大学と短大に関係する部分が多く、短大との合同で開催されている。

大学と短期大学の合同の運営会議は、学長、教育学部長、各専攻長、短期大学の各学科長、教務部長、学生支援部長、キャリア支援部長、図書館長、教育研究所長、事務局長、事務局各課長の大学・短期大学の管理職員で構成され、必要に応じて学長が指名する者を加えることができることとなっており、学長が議長となり原則として月1回で開催されている。

運営会議、合同運営会議とも以下の事項について審議し、学長が意思決定するに当たっての重要な役割を担っている。また、審議内容に応じて各種委員会に審議を委任している。

- ① 中期計画、中期目標及び事業計画の策定並びに実施に関する事項
- ② 諸規則（軽微なものを除く。）の制定及び改廃に関する事項
- ③ 教育課程の編成に係る基本方針に関する事項
- ④ 学生の懲戒に関する事項
- ⑤ 自己点検及び評価の基本方針に関する事項
- ⑥ 教員の配置計画に関する事項
- ⑦ 教職員の大学運営に必要な能力及び資質の向上並びに教員の教育力向上のための基本方針に関する事項
- ⑧ 学内研究費等の配分計画に関する事項
- ⑨ 他大学との連携に関する事項

育英短期大学

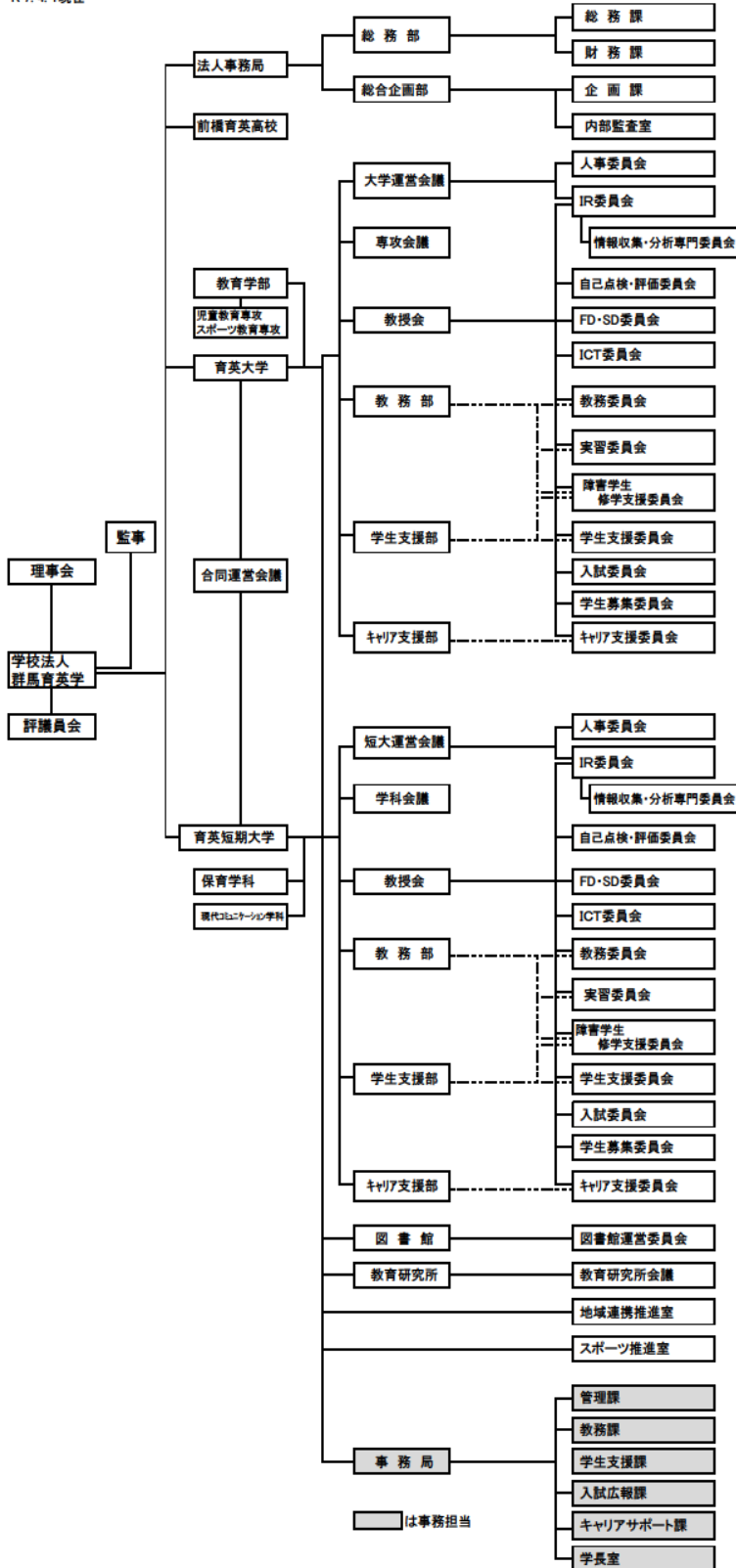
- ⑩ 理事長及び学園長からの諮問事項に関する事項
- ⑪ その他大学の教育研究及び管理運営に関する重要事項

なお、IR 委員会は、教育改善と学生に対する支援の向上を所掌することから、運営会議及び教授会の下に位置付けている。

(次頁の「群馬育英学園・育英大学・育英短期大学組織図」を参照)

学校法人、大学・短期大学 組織図

R 7.4.1現在



5-1-② 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

A. 短期大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

本学では、学長が教学マネジメントを行う上で、その権限を分散し、責任を明確化するために、上記に述べた運営会議の下に人事委員会と IR 委員会を、教授会の下に自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、ICT 委員会、教務委員会、障害学生修学支援委員会、実習委員会、学生支援委員会、入試委員会、学生募集委員会、キャリア支援委員会を置き、それぞれの委員会の所掌事項は各委員会規則に明記されており、各委員会の審議内容は教授会に提案又は報告する体制となっている。

なお、大学と共通の組織として「育英大学・育英短期大学図書館」「育英大学・育英短期大学教育研究所」、「育英大学地域連携推進室」及び「育英大学・育英短期大学スポーツ推進室」を配置している。

また、これまで、特定の事項に関する業務を担当するために学長補佐体制を取っていたが、令和 6 (2025) 年度からは学長補佐体制の更なる強化のため、副学長を置き、意思決定の効率化・迅速化を図っている。

本学では、以上のように、学長の権限は適切に分散されており、責任が明確化された教学マネジメント体制となっている。

B. 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会は、学則第 55 条に基づき、教育研究に関する審議機関として位置付けられ、専任教員で構成され、学長が議長となり、毎月定例及び必要に応じて臨時に開催され、以下の事項について審議し、学長が意思決定をするに当たって意見を述べる役割を担っている。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程の編成に関する事項
- ④ 学生の賞罰に関する事項
- ⑤ 学則その他教育研究に関する重要な学内諸規則に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めた事項

また、教授会は、上に述べた審議事項のほか、以下の事項について審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べるができることとなっている。

- ① 学生の在籍に関する事項
- ② 学生の支援に関する事項
- ③ その他学長が必要と認めた事項

以上のように、本学の学長は大学の意思決定を行っており、また、理事会に理事として参画し、大学の考えを述べて経営に反映させることによって、学長としてのリーダーシップを発揮している。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

A. 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

本学では、「群馬育英学園の事務組織及び所掌事務分掌に関する規程」に基づいて、学長のもとに5課制による事務局を編成して以下の職員を配置するとともに、同規程に各課の分掌と職制上の職務権限を明記しており、本学の教学マネジメントに係る業務は機能的に処理されている。

①事務局長、②課長、③課長補佐、④主任、⑤主事、⑥用務員

B. 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の採用・昇任については、群馬育英学園・・・・・・・・

【エビデンス資料】

- 資料 5-1-1 「育英短期大学運営会議規則」
- 資料 5-1-2 「育英大学・育英短期大学運営会議規則」
- 資料 5-1-3 「育英短期大学学則」
- 資料 5-1-4 「育英短期大学教授会規則」
- 資料 5-1-5 「群馬育英学園・育英大学・育英短期大学組織図」
- 資料 5-1-6 「育英大学及び育英短期大学の学長補佐規則」
- 資料 5-1-7 「育英短期大学副学長選考規則」
- 資料 5-1-8 「群馬育英学園の事務組織及び所掌事務分掌に関する規程」

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

A. 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

教員組織は、下記のとおり、短期大学設置基準に定める 21 人の専任教員を配置しており、専任教員の採用、昇任等の人事管理は、学内規程に基づき適格性を審査し決定している。研究活動については、研究日の設定、研究費の支給、研究プロジェクト支援等によって研究に取り組みやすい環境を提供している。

B. 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用・昇任については、運営会議において配置計画を立て、人事委員会が「育英短期大学教員審査規則」に規定されている職位ごとの教育研究歴及び研究業績に関する基準に基づいて、業績審査を行い、適正な教員の確保と配置を行っている。

教員の採用、昇任等の人事管理については、短期大学設置基準の規定に即して制定された教員審査規則（規程集-22）に基づき、教育研究歴、研究業績、実務経験等に照らして適格性を審査し、適否を決めている。

非常勤講師の採用についても、前記教員審査規則に基づき、専任教員と同等の資格基準により適格性を審査し、採否を決めている。（備付-4）。

専任教員と非常勤講師の配置については、保育学科、現代コミュニケーション学科ともに、教育課程の編成方針に基づき行っており、主要な授業科目は専任教員が担当している。

保育学科の専門性に富む音楽系科目、体育系科目においては、専門の教員を非常勤講師として配置して、カリキュラムの充実を図っている。

実務系の多彩な授業科目を編成している現代コミュニケーション学科においては、各コースの実務教育に必要な教育内容をカバーするため、実践的な能力を有する専門性の高い教員を非常勤講師として配置して、カリキュラムの充実を図っている。

実習配置計画の策定・事前指導などの対応において、補助的な要員が必要とされる場合には、その分野の専門性を備えた事務職員が、専任教員と協力して対処している。なお、専任教員の平均年齢は、53.0歳であり、バランスのとれた年齢構成となっている。

【エビデンス資料】

資料 5-2-1 「育英短期大学運営会議規則」

資料 5-2-2 「育英短期大学人事委員会規則」

資料 5-2-3 「育英短期大学教員審査規則」

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

A. 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

教員及び職員の資質の向上を目的とし、令和6(2024)年度は育英大学と合同で、下表に示すとおり、2回のFD研修を実施した。

また、教育内容・方法等の改善を目的として、本学の教職員及び非常勤講師を対象に相互に授業見学を実施している。

なお、授業見学の実施の際には、見学者に対して授業見学報告書の作成を依頼し、提出された報告書は、授業担当教員にフィードバックしており、見学後は授業担当教員と参加者の間で、授業に関する質疑や意見交換を行うなど、相互に授業の改善・向上を図っている。

育英短期大学

令和6年度

日時	令和6年5月15日(水) (FD)
場所	125教室
演題	I R・EMの基礎基本とその可能性
講師	大正大学エンrollment・マネジメント研究所 日下田 岳史 准教授
日時	令和7年1月30日(木) (FD)
場所	125教室 ネット(ZOOM)研修 《群馬大学ダイバーシティ推進センター》
演題	①「学齢期での障害児支援」 ②「大学における障害学生を取り巻く現状と課題」
講師	①群馬大学共同教育学部 霜田 浩信 教授 ②群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター 障害学生支援室長 五味 洋一 准教授

令和5年度

日時	令和5年6月7日(水)～7月3日(月) (FD)
場所	ネット(YouTube)研修
演題	令和4年度大学設置基準等の改正について
講師	文部科学省動画チャンネル
日時	令和5年10月23日(月)～11月6日(月) (SD)
場所	ネット研修《関東私立短期大学協会主催》
演題	①短期大学を取り巻く高等教育政策の状況 ②学校法人ガバナンス改革について
講師	①文科省高等教育局教育・入試課課長補佐 中村 栄作 氏 ②文科省高等教育局私学部私学行政課課長補佐 片見 悟史 氏
日時	令和6年2月8日(木) (FD)
場所	125教室
演題	高等教育におけるアセスメントの視点から見た授業改善
講師	児童教育専攻 山本 佐江 准教授

令和4年度

日時	令和4年5月23日(月)～6月30日(木) (FD)
場所	ネット研修
演題	研究倫理教育及びコンプライアンス教育
講師	日本学術振興会 eラーニング、文部科学省HP
日時	令和4年8月22日(月)～ 8月26日(金) (SD)

場 所	ネット(YouTube)研修 《群馬県私学振興会主催》
演 題	ハラスメントの防止
講 師	群馬労働局雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進指導官 天野 由紀子 氏

さらに、本学では、授業に対する学生たちの意見を反映させることを目的に、毎学期末に「授業改善のための学生アンケート」を実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックすることによって授業担当教員が自己点検を行うことによって授業改善を図っている。

5-3-② SDをはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

A. 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では、上に述べたように、教職員の資質と能力の向上を目的に、FD・SD 委員会が全ての教職員を対象にFD・SD研修を年数回学内で開催し、組織的なFD・SD活動に取り組んでおり、学外の研修会にも積極的に参加し、業務遂行上の資質と能力向上に努めている。

令和5年度

日 時	令和5年10月23日(月)～11月6日(月) (SD)
場 所	ネット研修《関東私立短期大学協会主催》
演 題	①短期大学を取り巻く高等教育政策の状況 ②学校法人ガバナンス改革について
講 師	①文科省高等教育局教育・入試課課長補佐 中村 栄作 氏 ②文科省高等教育局私学部私学行政課課長補佐 片見 悟史 氏

令和4年度

日 時	令和4年8月22日(月)～ 8月26日(金) (SD)
場 所	ネット(YouTube)研修 《群馬県私学振興会主催》
演 題	ハラスメントの防止
講 師	群馬労働局雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進指導官 天野 由紀子 氏

【エビデンス資料】

資料 5-3-1 「育英短期大学 FD・SD 委員会規則」

資料 5-3-2 「本学のFD・SD研修の実施状況(過去3年)」

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営
A. 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

本学では、後に述べるように、専任教員に教育研究費と学長裁量経費による教育改革推進奨励費を交付する制度を設けて、研究のための資金配分を行っており、令和4(2022)年度は「研究倫理教育及びコンプライアンス教育」をテーマにFD研修を実施して、研究活動の活性化に努めている。

また、教育研究のための施設として、各教員に研究室を配当するほかに、図書62,404冊（うち外国書4,158冊）、AV資料3,282点、学術雑誌4,851タイトル（うち外国書4,642タイトル）、このうち、電子ジャーナル4,642タイトル（うち外国書4,641タイトル）を備え、学外の文献検索や相互貸借のサービスが可能な図書館を有するとともに、以下に示す研究機器・備品を備えた研究施設を設置している。

研究施設	機器・備品	正式名称	測定項目
スポーツ科学 実験室	トレッドミル	TRM731	走行距離、時間、速度、消費カロリー等
	肺運動負荷モニタリングシステム	モバイルエアロモニタ AE100i	最大酸素摂取量・AT（無酸素性代謝閾値）等
	身体組成計	Inbody 770	身体組成
	パワーマックス	POWER MAX V3	最大無酸素パワー
	生活活動量計	Fitbit	心拍数・歩数・睡眠等の生活活動量
トレーニング ルーム	トレッドミル	LABORDO LX2200	走行距離、時間、速度、消費カロリー等
	エアロバイク	エアロバイク 900U-ex	最大酸素摂取量
	身体組成計	TANITA MC-190	身体組成
心理実験室	箱庭療法用具		箱庭療法による心理実験

さらに、教員の教育研究の成果を公表するために「育英短期大学研究紀要」と「育英短期大学教職課程年報」を発行している。令和6(2024)年度発刊の育英短期大学研究紀要第42号には、査読の手続きを経て、3件の研究論文と2件の実践研究が掲載された。研究紀要論文は、JAIRO Cloud上に構築した「育英大学・育英短期大学リポジトリ」にて公開している。

令和5(2023)年度創刊の育英短期大学教職課程年報には、学生からの教職課程の学びの振り返りや、体験学習や学校支援活動の報告、教員からの現場体験の必要性、教職課程の

自己点検評価などの論考を掲載し発刊している。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

A. 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

本学では、研究活動における不正行為を防止し、研究倫理を確立する目的で「育英大学及び育英短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する規則」がある。

この規則では、本学学長を研究倫理教育責任者とし、その下に研究倫理教育推進者（育英大学は各専攻長、育英短期大学は各学科長）を置いて、本学における研究倫理教育の推進を図るとともに、管理課を窓口とする相談窓口にも不正の告発があった場合の予備調査委員会並びに研究倫理委員会の設置に対応する制度を立ち上げて、同規則の厳正な運用を行っている。

さらに、「育英大学及び育英短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則」では、公的研究費の運営及び管理に関わるすべての研究者及び事務職員にコンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を3年に1度義務付けており、受講していない者は科研費等の公的研究費への申請を認めておらず、令和7(2025)年度に日本学術振興会のeラーニングと文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)」をFD研修として実施する。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

A. 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。

本学では、「育英大学及び育英短期大学における教育研究費規則」において、専任教員に配分する教育研究費を年額300,000円以内と定めており、教員は教育研究に必要な経費を予算要求書によって学長に申請し、配分を受けている。なお、研究旅費は交付を受けた額の2分の1を超えてはならないとしており、令和5(2023)年度から研究成果報告書の提出を求めている。

これ以外に、本学では、教育改革に取り組む教員を財政的に支援する制度に基づいて、学長の裁量経費により教育改革推進奨励費を交付する制度が設けられており、毎年、前期と後期に募集をし、応募者に配分している。

B. 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金では、科学研究費補助金において継続を含め、令和3(2021)年度5件、令和4(2022)年度4件、令和5(2023)年度7件を獲得していた。

【エビデンス資料】

- 資料 5-4-1 「育英大学及び育英短期大学における教育研究費規則」
- 資料 5-4-2 「育英大学及び育英短期大学における教育改革推進奨励規則」
- 資料 5-4-3 「本学のFD・SD研修の実施状況(過去3年)」
- 資料 5-4-4 「育英大学及び育英短期大学の研究紀要に関する規則」
- 資料 5-4-5 「育英短期大学研究紀要 第42号」

資料 5-4-6 「育英短期大学教職課程年報 創刊号」

資料 5-4-7 「育英大学及び育英短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する規則」

資料 5-4-8 「育英大学及び育英短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則」

資料 5-4-9 「個人研究費研究成果報告書」

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教学マネジメントにおいては、学長のリーダーシップの下、運営会議、教授会、各種委員会で審議が行われている。各種委員会での審議内容は、運営会議及び教授会に提案又は報告され、運営会議及び教授会での意見を基に学長が判断する体制となっており、権限の適切な分散と責任が明確化されている。

教員の配置は、教育目的と教育課程を踏まえて計画を立てており、FD 研修や授業改善のための学生アンケートのフィードバックをすることによって教育内容・方法の改善を図っている。また、職員研修は、教員、職員を分けることなく、FD・SD 研修ともに受講するよう案内をしている。

研究支援では、教員が研究を行うために必要な研究室・図書館・研究施設を整え、研究費を配分するとともに、学長裁量経費による教育改革の推進を奨励しており、また、研究活動における不正行為及び研究費の不正防止に関する FD・SD 研修を実施して研究倫理の確立に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学長の適切なリーダーシップの発揮と、権限の分散と責任・役割の明確化、教員の適切な配置と教育内容・方法などの改善・工夫、教職員の資質能力の向上への取組、研究環境の整備と研究倫理の厳正な運用などへの適切な対応が望まれる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の意味決定に関わる組織は整備されており、教学マネジメントにおいて学長は適切なリーダーシップを発揮している。また、学長の権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、機能的に運営されている。

今後は、社会環境は大きく変化し、そのスピードはますます速まることが予想されるが、本学の意味決定と学長のリーダーシップの発揮がこれに適切に対応できるように、不断の点検及び見直しを行っていく。

教員確保と配置については、教員の定年退職等を踏まえ運営会議において配置計画を立て、人事委員会が育英大学教員審査規則に基づいて適切に進める予定である。

また、研修や授業見学を通じて FD 活動は適切に行われていると判断できるが、より良い教育方法を追求するために、学内にとどまらず学外の研修等にも積極的に参加し、教員の職能開発に努めていきたい。

教職員の資質と能力の向上を目的にした合同の FD・SD 研修会は今後も拡大・継続していく予定である。これに加えて、今後も引き続き教職員を対象とした学内における SD 研

修会を強化するとともに、学外で開催される種々の専門的研修会への参加を通してより一層の職務遂行能力の向上に努める。

今後は、図書館に研究用図書や電子ジャーナルを増やすとともに、他大学や学外の研究機関との共同研究が行えるような体制整備と研究機器・備品の整備を進めて行く予定である。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持
A. 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。

本学は、学則第 1 条第 1 項に、「教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、高い教養と専門的な知識技能を修得させ、健全有為な専門的職業人を育成することを目的とする」ことを掲げている。

また、改正私学法に基づき、令和 7 (2025) 年 4 月施行の「学校法人群馬育英学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行うことを目的とする」ことを掲げ、関係法規の趣旨に従って規律と誠実性を維持した経営を行う姿勢を表明するとともに、寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号に、本学の学長を学校法人の理事として選任する規定を設けることによって、学園と大学を含めた学校法人全体のバランスをとりつつ健全な経営を行っていく姿勢を表明している。この学則及び寄附行為はホームページに情報公開として開示し、閲覧に供している。

さらに、高等教育機関に求められる業務執行の規律と誠実性を維持するために、「群馬育英学園組織規程」において規律ある運営体制を定めている。

経営部門の体制としては、寄附行為の定めに基づいて、理事会は法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況に関して、評議員会に諮問を行い、意見を求めている。監事は法人の財産の状況・法人の理事の業務執行状況について業務監査を実施し、開催された理事会・評議員会に出席し意見を述べているほか、会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に報告を行い、監査報告書についてホームページに開示している。

B. 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

情報公開については、寄附行為及びガバナンス・コードに定めるとともに、従来の規程を見直し、令和 2 (2020) 年度に「情報の公開及び開示に関する規程」を作成し施行した。公開情報は、財務情報にとどまらず寄附行為、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準など対象を拡大し、ホームページに教育情報とともに掲載し情報公開の充実を図っている。

C. 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。
--

理事の業務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適性を確保することを目的として、令和7(2025)年4月に「群馬育英学園内部統制システム整備の基本方針」を制定した。「経営に関する管理体制」、「リスク管理に関する管理体制」、「コンプライアンスに関する管理体制」、「監査環境の整備等」の4項目を柱とした基本方針に沿って、関連諸規定の整備に向けて取り組んだ。

また、経営の規律を向上させるため、「育英大学・育英短期大学 ガバナンス・コード」を令和4(2022)年4月に策定した後、令和7(2025)年4月には日本私立大学協会の私立大学ガバナンス・コード〈第2版〉での運用に変更し、規律あるよりよい組織づくりを継続して進めている。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境や人権について配慮しているか。

環境保全への対応については、快適な学習環境の維持に配慮しつつ、以下のように「省エネルギー対策」を実施している。

夏季は、5月1日～10月31日をクールビズ期間とし、7月1日～9月30日は冷房温度を28℃に設定し、冬季は、12月1日～3月15日の期間について暖房温度を23℃に設定するガイドラインを定めている。また、通常から節電の徹底と早期退館（帰宅）の励行を行っており、既設の照明器具は令和3(2021)年度に全館LED仕様に切り替えを完了した。冷暖房設備についても、省エネ補助金を利用して同年度に全面的な切り替えを行い、消費電力の削減に取り組んでいる。

人権への配慮については、労働条件等に関する事項を「群馬育英学園就業規則」に定め、各種ハラスメントの防止策については「群馬育英学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、ハラスメントの防止とともに苦情の申し出及び相談の体制整備を行い、相談員を各部署に設置し、全教職員に周知している。メンタルケア等の学生相談に関しては専門のカウンセラーを配置し、日常の問題についてのケアを行っている。

B. 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

職員の健康及び安全保持に関しては、「群馬育英学園職員安全衛生管理規程」により衛生管理者及び産業医の設置を行っており、教職員の定期的な健康診断及びストレスチェックの実施等により、教職員の健康保持に努めている。改正健康増進法による教職員の健康増進のため、大学構内及び学外周辺を全面禁煙とし、受動喫煙防止策に取り組み、学生に対しても学生必携に明記し周知徹底している。

安全面については、「群馬育英学園防火管理規程」により設置校に防火管理者を配置し、毎年防災訓練を実施しているとともに、日常の安全面の対応については、外部の警備会社との契約により防犯対策をとっている。

個人情報の取り扱いについては、「群馬育英学園個人情報保護規程」及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関する規則」を定め、情報管理の徹底を図っている。令和4(2022)年4月に、個人情報保護法改正に伴う一部規程の改正を行い、さらに外部からのサイバー攻撃等への対策として、サイバーリスク保険に加入し不測の事態への対応を

図っている。

危機管理面の強化について、「学校法人群馬育英学園内部統制システムの整備の基本方針」の柱の一つである「リスク管理に関する体制」では「学校法人群馬育英学園リスク管理規程」を令和7(2025)年4月に施行した。併せて作成した「リスク管理対応マニュアル」により、学内外で発生し得るリスクについて対応方法等を明確にした上、理事長を最高責任者とするリスク管理体制をとって備えている。

【エビデンス資料】

- 資料 6-1-1 「育英大学学則」
- 資料 6-1-2 「学校法人群馬育英学園寄附行為」
- 資料 6-1-3 「学校法人群馬育英学園組織規程」
- 資料 6-1-4 「育英大学・育英短期大学 ガバナンス・コード」
- 資料 6-1-5 「日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード〈第2版〉」
- 資料 6-1-6 「群馬育英学園情報の公開及び開示に関する規程」
- 資料 6-1-7 「令和6年度監査報告書」
- 資料 6-1-8 「学校法人群馬育英学園内部統制システムの基本方針」
- 資料 6-1-9 「群馬育英学園就業規則」
- 資料 6-1-10 「群馬育英学園ハラスメントの防止等に関する規程」
- 資料 6-1-11 「群馬育英学園個人情報保護規程」
- 資料 6-1-12 「特定個人情報の適正な取り扱いに関する規則」
- 資料 6-1-13 「群馬育英学園職員安全衛生管理規程」
- 資料 6-1-14 「群馬育英学園防火管理規程」
- 資料 6-1-15 「学校法人群馬育英学園リスク管理規程」
- 資料 6-1-16 「リスク管理対応マニュアル」

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

A. 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、寄附行為第6条及び第20条に基づいて理事会並びに評議員会が設置されている。

理事会は本学園の最高意思決定機関として、設置校の管理、運営に関する基本方針をはじめ、事業計画、予算、決算、規程の改定などの重要事項について審議、決定をしている。

B. 理事会の運営を適切に行っているか。

理事会は、令和6(2024)年度に合計7回開催され、理事の実出席率は79%であり、適切な意思決定の体制ができています。なお、理事会への出席が不可能な場合には、書面による意思表示を求めており、書面による意思表示を含めれば99%の出席状況となっており、適切に運営されています。

C. 理事の選任を適切に行っているか。

理事等の選任は、令和7(2025)年6月6日現在、理事会は理事5名、監事2名で構成されており、選出基準は令和7(2025)年4月施行の改正私学法に準拠した基準になっています。

寄附行為第7条により、第1号理事として設置校の学長、校長2名、第2号理事3名を併せた5名の理事が、理事選任機関である評議員会の決議によって選任されています。

学園外部から選任されている2名の理事は、民間企業の取締役等が選任され、教育界のみならず社会全般に対しても高い見識を有しており学園の健全な経営について有益な意見交換、審議がなされ、戦略的意思決定が進められる体制となっています。

また、監事2名は、法人の理事・職員又は評議員以外の者から評議員会の決議により選任しており、監事は理事会に常時出席し、法人業務、法人財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し意見を述べています。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

A. 短期大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

本学園では、寄附行為において、経営体制として理事会を法人の最高意思決定機関として位置づけ、評議員会を学校法人における重要事項に関する諮問機関として位置づけるとともに、同第34条に諮問事項を具体的に示しています。令和6(2024)年度は理事会を7回、評議員会を5回開催しました。学長は理事・評議員として理事会、評議員会に出席し、議案審議の他に本学の事業について定期的に説明・報告を行いました。

また、学園と本学の円滑な運営を図るため、月に1回開催される本学事務局管理職と法人本部管理職による事務連絡会議を通じて、事務局管理職から、理事長及び法人本部に対して本学の運営に関する情報が報告され、理事長方針は事務局管理職を経由し、学内に周知される仕組みになっています。

なお、本学の長期的なビジョンに基づく学園全体の体制の確立を目指して、法人本部及び各設置校の中堅教職員をメンバーとする将来構想委員会が中心となり、令和元(2019)年度に策定した本学園、本大学、育英短期大学並びに前橋育英高等学校に及ぶ3年間の第1次中期計画に沿った施策を順次実行してきた。ガバナンス確立の施策として、令和3(2021)年4月に法人本部内に新設した総合企画部を、全学の横断的な管理組織として位置づけ、第1次中期計画のPDCAサイクルを機能させ、将来構想委員会と連携し学園全体の持続性ある経営に向けた第2次中期計画(計画期間5年)を策定し、理事会・評議員会の意見を踏まえ、令和4(2022)年3月の理事会で議決した。計画は令和4(2022)年4月よりスタートし、年度単位で進捗状況を確認するとともに、理事会・評議員会で報告している。

将来構想委員会については、令和7(2025)年度に組織変更を行い、理事長・法人本部長、法人本部総合企画部長、学長・副学長、校長・副校長・相談役の構成による「将来構想を見据えた学校改革会議」として運用している。

以上のことから、大学の使命・目的を達成するために、継続的努力をしていると評価している。

【エビデンス資料】

- 資料 6-2-1 「学校法人群馬育英学園寄附行為」
- 資料 6-2-2 「理事会・評議員会の開催状況(令和4年度～令和6年度)」
- 資料 6-2-3 「学校法人群馬育英学園第1次中期計画(2019年4月～2022年3月)」
- 資料 6-2-4 「学校法人群馬育英学園第2次中期計画(2022年4月～2027年3月)」
- 資料 6-2-5 「書面による意思表示書(ひな形)」

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

A. 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

法人の最高意思決定機関としての理事会には、学長の他、法人本部から法人本部長も理事に選任され、本学・法人本部ともに連携を図ることができ、相互チェックもできる理事会運営が確保されている。また、評議員会は、理事会の諮問機関として設置され、評議員会には副学長の他、法人本部から総合企画部長が選任されており、大学の教学部門と管理部門及び法人との間でのコミュニケーションも確保された議論、意思決定がなされている。理事会、評議員会においては、大学、短大、高校の拠点ごとの現況報告が実施され、情報共有を図っている。

B. 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

理事長と大学事務局管理職及び法人本部管理職との間での事務連絡会議を例月開催し、業務の遂行状況について緊密な情報交換と対応協議を行っている。学内の様々な情報は事務連絡会議を通して理事長に届く仕組みになっており、理事長及び法人本部の指示、意向についてもタイムリーに学長及び本学に徹底されている。

理事長は、学外の情報収集にも努めており、県私立大学協会の会合参加の他に、地域の奉仕活動団体にも加入し、会員間交流を通して教育業界のみならず他業界の情報も併せて収集し、社会情勢に敏感に対応している。

理事会にて決議された就業規則及び関連規程については、学内ネットワークの共有フォ

ルダー及び通知文書により教職員に周知されている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

A. 評議員の選任を適切に行っているか。

評議員会は、理事長を含めた理事の諮問機関として、寄附行為に基づいて、評議員会は定員9人以上10人以内で組織することが規定されている。

令和7(2025)年6月6日現在の評議員会は、理事定数を超える10名(法人職員のうちから3名、学園の設置する学校の卒業生2名、学識経験者5名)によって構成され、教職員の意見・提案と同時に、外部の見識も反映される仕組みとなっており、法人業務の執行状況について意見を述べるなど、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

B. 評議員会の運営を適切に行っているか。

令和6(2024)年度の評議員会は、合計5回開催され、実出席率は73%であった。開催方に留意しつつすべて対面形式で開催したが、書面による意思表示を含めれば93%の出席状況であり、適切に運営されている。

C. 監事の選任を適切に行っているか。

本学園では、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査するために、寄附行為に基づき、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を基準とし、評議員会の決議により2名の監事を選任している。

D. 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

監事は、「群馬育英学園監事監査規程」により、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に寄与することを目的に、学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査を行っており、また、決算時には、公認会計士の講評を聴取し会計士と十分な確認、連携を取りながら監査を行っている。

監査結果については、監査報告書を作成し、会計年度終了後2か月以内に開催された理事会、評議員会において報告しており、令和6(2024)年度においては、監事はすべての理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

また、監事の職務を補佐する体制として、令和3(2021)年4月に新設した総合企画部を監事との連携部署として明確に定め、さらに、学内の会議・委員会等への監事出席を可能とする規程改正を行った。

会計監査については、公認会計士による監査を実施し、毎会計年度監査報告書を作成し、提出を受けている。

監事による業務監査の他に、内部監査の体制として「群馬育英学園内部監査規程」を定めており、これまで非常設組織であった内部監査室を令和4(2022)年4月より総合企画部の直轄組織として常設化し、監査の独立性を確保し総合企画部長を内部監査室長として定めた。

科学研究費の使用状況の監査については定期監査の対象として規定化し、その他臨時監

査の対象も定めるなど、法人及び大学内の相互チェック機能とガバナンスの強化策として内部監査を位置づけることとし、同時に監事との連携も進めている。

【エビデンス資料】

- 資料 6-3-1 「学校法人群馬育英学園寄附行為」
- 資料 6-3-2 「理事会・評議員会の開催状況(令和4年度～6年度)」
- 資料 6-3-3 「意思表示書」
- 資料 6-3-4 「学校法人群馬育英学園監事監査規程」
- 資料 6-3-5 「令和6年度監査報告書」
- 資料 6-3-6 「群馬育英学園内部監査規程」

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立
A. 短期大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

短期大学は、令和4年度（2022）から令和6年度（2024）について入学定員を確保できず、学生生徒等納付金収入の減少が深刻な問題となっている状況である。

令和4年度（2022）については、人件費及び経費の減少により収入超過に至った。しかし、令和5年度（2023）及び令和6年度（2024）は再び支出超過となってしまった。

学校法人全体では、令和3年度（2021）及び令和4年度（2022）は経常収支差額においてプラス計上となっている。そのため今のところ短期大学を存続可能とする財政は維持できていると言える。

今後は収支の均衡を図る上において学生募集活動の強化及び経費の抑制等を積極的に実行したい。また、安定した財務基盤を得るために補助金・寄付金等の外部資金の確保にも力を注いでいく事が重要と考える。

6-4-② 収支バランスの確保
A. 収入と支出のバランスが保たれているか。

令和4年度（2022）は、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額が収入超過であり、全体的な収支バランスの保持が実行できた年度となったが、収入全体の6割以上を占める学生生徒等納付金収入が前年度より減少していることから、人件費及び経費の減少はあったものの、一過性の要因で収入超過に至ったと分析している。

令和5年度（2023）は、学生生徒納付金他、教育活動収入が前年度より大幅に減少し、

教育研究経費及び管理経費等の教育活動支出が前年度より超過している。教育活動外収支差額、特別収支差額は前年に比べ、若干収入超過になっているが、教育収支差額のマイナスが大きく、事業活動収支は支出超過の結果となった。

令和6年度(2024)に関しても、学生生徒納付金を含む教育活動収入が更に減少し、教育活動支出は減少したものの、教育収支差額は大幅にマイナス計上となった。その要因から収入と支出のバランスは、保たれていない状況となった。

B. 外部資金の導入の努力を行っているか。

令和6(2024)年度より、通年を通して寄付金の募集を行うため、ホームページ及びチラシ等を作成し、外部に対して広報を行った。

また、寄付者の税額控除率を引き上げる事によって寄付金をいただく可能性を高めるために、日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金」を取り扱い、寄付金収入の拡大を図っていく。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

A. 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

令和元(2019)年度の7月には学園各部門(大学・短期大学・高等学校・学校法人)から選出され立ち上げた将来構想検討委員会を中心として、完成年度以降を展望しながら、令和元(2019)年度から3年間の中期的な計画を盛り込んだ第1次中期計画を策定した。

また、令和4(2022)年3月には、5年間の第2次中期計画及び財務計画を策定し、令和5(2023)年3月、第2次中期計画及び財務計画の一部修正を行った。

財政面に限らず、中期計画に掲げた教学面に関する教育・研究の質の向上や学生募集及び学生支援等を着実に実現するため、単年度での的確な事業計画及び予算編成等を反映させるとともに、厳格な管理を行い全教職員の協力のもと経費支出の面においても抑制に努め、財政の安定化を図っていく。

また、中期計画についてのPDCAサイクルを機能させ、次期中期計画を見据えながら、進捗状況を理事会・評議員会に報告し、意見を取り入れ進めていく。

【エビデンス資料】

資料 6-4-1 「令和6年度事業報告書」

資料 6-4-2 「令和5年度計算書類」「令和6年度計算書類」

資料 6-4-3 「令和6年度受配者指定寄付金実績報告書」

資料 6-4-4 「学校法人群馬育英学園第2次中期計画(R5修正版)」
「財務中期計画R4～R8(R5修正版)」

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

A. 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

本学園の会計業務は学校法人会計基準に準拠して行われ、「寄附行為」・「群馬育英学園経理規程」等の諸規程に基づいて適正に遂行されている。また、会計業務に学校法人会計基準に対応した会計システムを導入し、これを活用して業務は迅速かつ正確に処理されている。

B. 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

10 万円を超える予算外の支出項目に対しては稟議書による理事長決裁を必要とし、支出内容の適法性及び妥当性を担保している。なお、予算に計上されていない支出、もしくは予算額と著しく乖離した勘定科目については、原則として認められてはいないが、起案者から提出された理由書により幹部会議等で検討し、必要と認められた場合は補正予算を策定して処理している。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

A. 会計監査人の選任を適切に行っているか。

会計監査人の選任については、「改正私立学校法」第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項・第 3 項、第 84 条第 1 項・第 2 項に則り、適切に行っている。

B. 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

令和 6（2024）年度の会計監査は、「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項に則り、「群馬育英学園内部監査規程」に基づいて公認会計士によって年間に亘り計画的に実施されており、令和 6（2024）年度の監査報告書において、本学園の計算書類が学校法人会計基準に準拠して適正に執行されていることが報告されている。

また、本学園の監事監査は、「私立学校法」第 37 条第 3 項に則り、「群馬育英学園監事監査規程」に基づいて年間にわたり以下のように計画的に実施されている。

監事は「理事会」及び「評議員会」への出席、学内の諸会議に出席することによって、学園全体の日常業務の執行状況について監査を行っている。また、決算理事会前の学園監事による監査当日は、監事は公認会計士による講評を聴取し、会計士との質疑応答・情報交換を行うなどによって十分連携をとりながら、公認会計士の監査体制・方法の妥当性についても確認を行っている。

業務遂行及び財産の状況に関する監事監査の結果は、決算案の審議される理事会及び評議員会において「学園監事監査報告書」として報告されている。

【エビデンス資料】

資料 6-5-1-A 「群馬育英学園経理規程」

資料 6-5-1-B 「群馬育英学園稟議決裁規程」

資料 6-5-2 「群馬育英学園監事監査規程」 「学園監事監査報告書」

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

過去 3 年間における短期大学と学校法人全体の収支を分析すると、学生生徒等納付金を含む教育活動収入において短期大学は年々減少しているのに対し、学校法人全体で考えると 4 年制大学等の教育活動収入は増加傾向にある。教育活動支出については短期大学が減少傾向にあり、学校法人全体では、多少増加の傾向にある。短期大学において支出面で抑制されてはいるが、学生生徒納付金がそれ以上に減少傾向にあり、令和 5 年度（2023）及び令和 6 年度（2024）において支出超過となっているのが現状である。

全国的に短期大学への進学者が減少している中、本学への進学者も減少傾向にあった。特に令和 4 年度から急激な減少となり、令和 5 年度入学者も回復が見込めない状況であった。このような現状を鑑み、令和 5 年 3 月に実施された理事会において保育学科、現代コミュニケーション学科の入学定員の減員が承認された。令和 6 年度からの短期大学の定員変更（減員）に伴い「財務 5 か年計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」における修正計画の策定を行い、令和 6 年 3 月の理事会で財務中期計画の一部修正が承認された。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 4 年度は、大幅に収入超過となったものの、令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度と連続して支出超過となってしまった。短期大学の学生生徒等納付金収入の減少及び物価の高騰などが原因と思われるが、大学部門において入学生数が順調に伸びているにも関わらず令和 6（2024）年度、支出超過に至ったことは予算管理に問題があると考えられる。

令和 7（2025）年度より予算システムを導入し、予算編成から予算執行までを厳格な管理体制に基づき運営をしていき収支バランスの改善を行っていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学園は、関連法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持するために、諸規程に基づいて業務執行状況に関する監査を実施している。また、寄附行為に則り、監事監査規程、情報公開及び開示に関する規程、役員報酬支給規程の改正・制定を行った。今後も、社会情勢の変化や法令の改正等に適切に対応し、規程等の見直しと教職員への周知を図り、高等教育機関の教職員としての倫理観や責任感の醸成を促すことによって、本学園運営の規律と誠実性の維持・向上を図っていく。

今後は、「更なる発展のために」と銘打ち令和 4（2022）年 3 月に策定した、第 2 次中期計画（令和 4（2022）年 4 月から 5 年間）を見直し、将来的な学園の発展と社会的意義を再認識し、継続的な学園運営を進めていくために「将来構想を見据えた学校改革会議」を中心とした令和 8（2026）年度から 5 年間の財務計画を含めた経営改善計画の策定を行うとともに、年度毎の事業計画を策定し、計画に従い予算編成を行って、中長期的な計画に基づく適切な財政運営と安定した財政基盤を確立していく。

さらに、令和7(2025)年度からの改正私学法に伴う、寄附行為変更の実施とともに内部統制システムの構築、関連諸規程の見直しを行い経営の規律の維持、向上に努めている。

継続的に、寄附行為の実効性を高め、より一層使命・目的の達成に向けた意思決定ができるよう、特に監事機能の強化については、教学監査の進め方も検討を行いながら、ガバナンス強化策を進め理事会の体制整備を行っていく。

理事・監事・評議員からの活発な意見を喚起し、多岐にわたる学校法人の健全で永続的な運営のための管理機関として、運営の円滑化と相互チェックを可能にするために、定期的な学園広報誌の配布のみならず、学園内で開催される行事等の案内、学園情報（各学校の現況、検討課題）など、学園からできる限りの資料提供を行い、本学園の運営状況についてより一層の理解を得る継続的な努力を通して、よりよいガバナンスを機能させることが必要である。令和4(2022)年4月に策定した「育英大学・育英短期大学 ガバナンス・コード」に基づいた運用としていたが、令和7(2025)年度より日本私立大学協会の私立大学ガバナンス・コード〈第2版〉を受け入れた運用に変更して取り組みを進めていく。

また、改正寄附行為により監事の監査対象範囲が理事の業務執行状況まで拡大されたことを受け、監事と法人本部総合企画部（内部監査室）との間の連携を図り、監査体制の充実をより一層強化していく。

学生生徒等納付金は法人収入の重要な要素であるので、今後さらに本学における教育の質向上を図り、対外的に本学の教育力をアピールするなどの定員充足に向けた全学的な取り組みを継続的に実施するとともに、前橋育英高等学校と育英大学との高大連携によるさまざまな取り組みを行うことによって魅力ある教育体制を創りあげていくことで、安定した財務基盤の確立を図っていく。

本学の会計処理は、「学校法人会計基準」及び関連規定に基づき、法人本部総務部財務課において適正に実施されている。今後も事務職員の会計知識の向上を図り適正な会計処理を進めていく。また、会計担当者を外部研修にも参加させ、学校法人会計へのさらなる理解を深めていく。

さらに、今後も会計監査人及び学園監事との連携を密にして、適正な会計処理の継続を図って行く。

【エビデンス資料】

- 資料 6-6-1 「学校法人群馬育英学園寄附行為」
- 資料 6-6-2 「学校法人群馬育英学園監事監査規程」
- 資料 6-6-3 「情報公開及び開示に関する規程」
- 資料 6-6-4 「学校法人群馬育英学園第1次中期計画(2019年4月～2022年3月)」
- 資料 6-6-5 「学校法人群馬育英学園第2次中期計画(2022年4月～2027年3月)」
- 資料 6-6-6 「日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード〈第2版〉」